

第八十四回国会 参議院 逓信委員会 會議録第十五号

昭和五十三年六月六日(火曜日)
午前十時二十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 栗原 俊夫君
理事 小澤 太郎君
西村 尚治君
最上 進君
案納 勝君

委員 長田 裕二君
郡 祐一君
志村 愛子君
新谷寅三郎君
菅野 儀作君
高橋 圭三君
大木 正吾君
大森 昭君
中野 明君
矢原 秀男君
沓脱タケ子君
木島 則夫君
青島 幸男君

国務大臣

大蔵大臣 村山 達雄君
郵政大臣 服部 安司君

政府委員

大蔵大臣官房審議官 渡辺 喜一君
大蔵省理財局次長 副島 有年君
郵政政務次官 宮崎 茂一君
郵政大臣官房長 河野 弘君
郵政省貯金局長 高仲 優君

事務局側

常任委員会専門員 栗生澤喜典君

説明員

総理府統計局調査部消費統計課長事務代理 北山 直樹君
大蔵省銀行局総務課長 石川 周君
大蔵省銀行局特別金融課長 藤田 恒郎君
文部大臣官房調査統計課長 十文字孝夫君
文部省大学局学生課長 石井 久夫君

本日の會議に付した案件

○郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗原俊夫君) ただいまから逓信委員会を開会いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第六一号)を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢原秀男君 郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、若干の質問をいたしたいと思ひます。

数多くの質疑が重ねられておりますので、重複する面もあるかと思ひますけれども、その点は御容赦をお願いしたいと思います。

まず、郵便金利引き下げによる影響等々の面から質問をしてみたいと思ひます。

今回の郵便貯金の金利引き下げに先立ちまして、国民は目減りを少しでも防ごうと、預けがえや駆け込み預金が相当なものになったと話題に

なっております。まず、四月の郵貯の増加額は幾らであったのか、また、対前年同月比は何%になつておるのか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(高仲優君) 本年四月の郵便貯金の純増加額は五千七百四十三億円でございまして、前年四月の純増額三千四百六十六億円に對しまして二千二百七十七億円、比率にいたしまして一六六%という形に相なっております。

○矢原秀男君 五千七百四十三億円、一六六%、こういう大きな増加になつております。そうしますと、五十一年度と五十二年度の四月度における対前年同月比は、大体お手元では幾らになつておりますか。

○政府委員(高仲優君) 恐れ入ります、お尋ねは五十一年に對して五十二年の伸びでございまして、か、ちよつといま手元に数字を持つておらないのでございまして、比率はわかつております。五十二年四月に對して五十二年四月は一四%の伸びでございまして。

○矢原秀男君 五十一年度が二八%で、いま御報告をいただきました五十二年度が二四%ですね。先ほど伺いましたのが一六六%ですね。非常に今回の伸びが明らかに大きいと、こういう数字が如実に出てゐるわけでございます。

そこで、別な面から伺うわけでございますが、貯金の種類ごとの貯金額の変動ですけれども、四月じゅうにはどのような増減があつたのか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(高仲優君) 五十三年四月におきまして通常貯金の伸びでございますが、これは伸びておりませんで、二百六十四億円の減少と相なっております。この内訳を御説明申し上げますと、預入は七千九百三十六億円で、前年度に比べて二〇九%となつておるんですが、払い戻しが八千二百億円で、対前年一四%の増加、すなわ

ち払い戻しが多いために減少となつたと理解いたしております。一方定期貯金の方でございまして、これは預入は一兆九百三十三億円で一三三%、払い戻しの方は四千八百七十八億円で一〇二%、ほとんど伸びておらないということで、差し引き六千二十五億円の増、対前年同月一七六%となつております。これを合計いたしましたして、先ほど申し上げました一六六%と相なるわけでございまして、金利嗜好が非常に強くあらわれておるのではないかと感じがいたしております。

○矢原秀男君 では大臣に伺いますけれども、市中銀行預金の金利引き下げは四月の十七日に行われました。郵便貯金は二十五日でありましたけれども、その間、郵貯の増加額は過去二カ年間の前年同月比をはるかにしのいで、先ほど質疑の中で出ておりますように一六六%の増加を見ております。加えるに通常貯金の減、定期貯金の大幅増というものが先ほど御答弁であつたわけでございまして、このことが何を物語つてゐるのか、改めて大臣の見解をまず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(服部安司君) 御指摘の問題は、いつも当委員会でも御意見がございまして、私にもみずから申し上げておりますと、ささやかな金利を目的とする預金者の心理のあらわれであらうと、かように私は理解をいたしてゐる次第でございまして。

○矢原秀男君 重ねて大臣に伺ひたいわけですが、すけれども、この進歩ローンを利用しようとする人たちは、生活の苦しい方、そしてまたある程度の余裕のある人、さまざまであらうかと思ひます。この面について簡単に、大臣に、どちらに比重を置いていらつしやるのか感想で結構でございまして、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(服部安司君) 矢原先生、はくは先生の質問される真意、気持ちにはもう十分理解できて

いるんですが、ここでどちらにウェートを置くかと、この指摘されても、この制度の中ではちよつと私は、こちらの方にウェートをかけたいということとは、ちよつと言いたいが点があると感ずるわけでありまして。私は、できれば双方の方々にうまくこれが御利用いただいて、役立つことができればならはせめてもの喜びではなからうかと、かように考えている次第でございます。

○矢原秀男 じゃあ次に移りますけれども、総理府に伺いたいと思いますが、五十二年貯蓄動向調査について、五十二年の対前年増加率は、五十一年度の対前年の増加率に比べて、貯蓄の面と負債の面とどういう変化をしているのか、全世帯の平均で結構ですからお伺いをしたいと思います。

○説明員(北山直樹君) 貯蓄動向調査の結果によりまして、農林漁家の世帯と単身者の世帯は除いておりまして、全国の全世帯の五十一年度の現在の平均の貯蓄の現在高は、前年に比べて一八・九%の増加となっております。五十二年末現在であります、これが一三・三%の増加となっております。それから勤労者世帯だけをとりますと、五十一年度が一・五%の増加、それから五十二年が一〇・六%の増加となっております、いずれも五十二年の方が減少しております。

それから負債につきましては、負債を持っている世帯一世帯あたりの平均で見ますと、全世帯で五十一年度が七・六%の増、五十二年が一三・〇%の増、こういうふうになっております。したがって、負債につきましては、現在高が五十二年よりも五十二年の方が増加率が高くなっております。

以上でございます。

○矢原秀男 今の結果は、金額は別としまして、貯蓄動向で見ると、貯蓄は減り負債はふえていることを示しております。ちなみに勤労世帯、それも高校進学、大学進学者を抱えているであろう四十歳から四十九歳までの平均を見ておりまして、現在高の五十一年度と五十二年の比較、そし

てまた五十一年度と五十二年の対前年増加率、もしおわかりであればこれもちよつと数字的に伺いをしたいと思ひます。

○説明員(北山直樹君) 同じく貯蓄動向調査の結果によりまして、勤労者世帯で、世帯主の年齢が四十歳から四十四歳までの貯蓄の現在高は、五十一年度が三百五十三千円、それから五十二年が三百三十三千円でございます、したがって五十二年は二%の減と、こういうふうになっております。五十一年度につきましては、これが対前年比で一・二%の増加でございます。

それから、四十五歳から四十九歳までにつきましては、同じく貯蓄の現在高が平均で三百八十四万七千円、それから五十二年が四百二十一万八千円でございます、九・六%の増と、こういうふうになっております。したがって、五十一年度は同じ比率が一六・六%の増でございます。この比率は三十歳代あるいは五十歳代の世帯に比べますと若干増加率が低いと、こういうふうになっております。

以上でございます。

○矢原秀男 いま御報告をいただいたとおりでございますが、勤労者世帯平均の五十二年対前年比は一〇・六%の増加であり、この増加率より低いのは四十から四十四歳、四十五歳から四十九歳までのところでありまして、高校進学者、大学進学者を持つ勤労世帯では、いかにこの進学者が大家計を圧迫するであろうことが、いまの数字の御報告を聞いてわかるのでございます。この点については、郵政大臣、また文部省についても、この現状をどういうふうにかえていられたいのか、このようにしてこの進学者をどういふ重要な非常に厳しさというものを、どういふ面から認識されているのか、これは何回も答弁があったらうと思ひますけれども、重ねてこの点を伺いたいと思ひます。

○説明員(石井久夫君) 私のところは大学局でございますので、主として大学につきまして御説明申し上げます。

現在、大学の昼間部につきまして、私どもの方で、五十一年度学生生活調査というのを実施しておりますが、それによりまして、学生生活費が国立の自宅年間四十二万五千円、それから自宅外で七十七万四千円、それから私立大学につきましては、自宅が六十三万四千円、それから自宅外が九十四万九千円、こういうふうな学生生活費が必要になっていくわけでございます。

これに對しまして、大学生を有する家庭の年間平均収入額というのを見てみますと、国立大学で、これは平均でございますので、国立の学生を有する家庭が三百七十六万六千円、それから私立が五百五十九万四千円、こういうふうになっております。先ほど個別に申し上げたわけでございますが、家庭からの仕送りの割合というのを見てみますと、大体国立の場合で、学生が仕送りを受けているのが七割ぐらい、それから私立が八割ぐらいでございますが、そういう経費に對する家庭からの支出といひますものは、国立で一・一%程度、私立で二・二%程度といふふうな五十一年度の調査からは理解しております。

○政府委員(高仲優君) 学資、特に入学関係の経費が近年大変増高してきておるといふ事実がございます。また、これが家計を圧迫する。むしろ普通段は平常に暮らしておる家庭であつても、一時の出資といふものを工面するのに大変難渋しているという事実が発生していることも、実は当然承知しておるわけでございます。こうした点を幾ばくでも軽減したいといふ考え方に基きまして、この進学者ローンという制度を考えたいわけでございます。これはローンでございますから、一定の制約がございますものの、家計に一時的に与える強い影響、インパクトを救済するといふ効果はあるものと考えて、いささか自負いたしておる次第でございます。

○矢原秀男 じゃ、教育関係ちよつと伺いたいと思ひますが、進学者対象者を持った世帯の家計が苦しいことは明らかでありますけれども、では、その中で進学者をさせるのに、いま文部省からも御

報告をいただいたわけでございますが、一体どの程度の費用が要るのかという問題が出てくるわけです。公立の高等学校の初年度の学校教育費はどれぐらいであるのか。最新の統計では五十年年度が一番新しいと思うわけですが、直接の支出金、間接の支出金について伺いたいと思ひます。

○説明員(十文字孝夫君) 私どもが、昭和五十年度におきまして父兄が支出した教育費の調査を実施いたしました結果によりますれば、全日制の公立高等学校の生徒一人当たり、父兄が支出いたしました学校教育費は、先生おっしゃいました直接支出金、間接支出金合算して十萬二千六百六十二円というのが平均でございます。約十万円ということでございます。

○矢原秀男 直接の支出金が八萬二千三百七十九円だと思ふんです。間接の支出金が四萬四千六百七十四円ですか。こういう形の数字が出ていくわけですが、でも、こういう観点から見ると、全日制の公立高校、現在月に一万円を超す教育費の支出状況、もちろん間接的な費用もなっております。と、もつとかかることは周知のとおりでございます。また大学を見ますと、五十二年八月、文部省の大学局でまとめられた、先ほど報告ありましたけれども、「学生生活調査結果」こういうふうなもの等々が出ております。

ここで具体的に伺いたいわけでございますが、大学一部の自宅生、それから下宿生の生活費、これはどれぐらいなのか、まずその点伺ひます。

○説明員(石井久夫君) 先ほどちよつと申し上げましたけれども、学生生活費調査によりますと、国立の自宅が学費が十七萬一千六百円、生活費が二十五萬四千円、合算して四十二萬六千六百円、生活費が四十二萬五千円、それから自宅外が、自宅外と申しますのは、間借りとか下宿とか、そういうものを含めましてでございますが、学費が十三萬一千二百円、それから生活費が五十七萬五千九百円、合算して七十八萬六千七百円、それから私立の自宅が学費が三十五萬三千三百円、生活費が二十八萬四千三百円、合計いたしまして六十三

万四千円余り。それから自宅外が三十二万八千九百円、これは学費でございませう。それから生活費が六十二万九百円、合わせまして九十四万九千円余りという数字でございませう。

○矢原秀男君 それから、どの程度の学生生活費を親もしくは家庭に頼っているか、こういう問題点が出てくるわけですね。大学一部の国立、私立別の家庭からの仕送りの比率、こういうふうな問題については、国立が六八・七、私立で七八・九、こういうふうな数字にもなっておりますけれども、大学へ進出させるためにはどれぐらいの収入が家庭になければならぬのか。

また所得階層別の学生数はどれぐらいになるのか、伺いたいと思います。

それから大学一部の国立、公立、私立へ通う学生の家庭の平均収入、これは大体幾らぐらいか、お願いいたします。

○説明員(石井久夫君) まず、家庭の平均収入の方から申し上げます。

先ほども申し上げましたけど、国立が三百七十六万円、私立が五百四十一万円というふうな、私どもの五十一年度の調査によれば、なっております。

それから階層別の分布状況でございますが、所得階層別に学生の分布状況を見ますと、国立の場合、総理府の世帯主の五段階区分というのによつて分類しておりますが、これによりまして、国立の場合には第一分、これは一番所得が低い階層で二百四十九万九千円以下、それから第二分が二百四十九万九千円から三百万円、第三分が三百万円から三百八十一万一千円、第四分が三百八十一万一千円から四百九十四万六千円、第五分が四百九十四万六千円以上というふうになっておりますが、国立大学の場合には各階層にほぼ均等に分布しているわけでございます。ほぼ二割ずつ分布しております。したがって、所得階層について見ますと、ほぼ各階層の家庭から出てくる。出身階層を見ますと、そういうことになるわけでございます。

私立の方は、いま申し上げました所得区分に応じて見ますと、第一区分が九・五％で、それから第二区分が三・二％、第三区分が二〇・七％、第四区分が二二・六％、第五区分が三四・〇％ということで、私立大学の場合にはいささか所得の高い方に偏りが見られるというのが現実でございます。

その世帯主の平均所得額でございますが、これは私どもの方で単純に、階層別にごく単純に見たものでございまして、必ずしもこういう数字について自信が持てるわけではございませんけれども、いま申し上げました所得の区分に対応して見ますと、平均で言いますと、第一区分が百七十二万円余り、それから第二区分が二百五十七万円、第三区分が三百三十八万円、第四区分が四百三十三万円、第五区分が六百六十万円というふうな、私どもの方の調査に基づく推計によりまして、そういうふうになっております。

○矢原秀男君 こういういまの実態から見ても、私立の学生の家庭の平均年収が五百万円を超える、そういうところは非常に全国世帯で多いわけですね。そういう比率を見ておいても、全世帯の一八・五％になろうかと思っております。それでございませう。その点、これ、たじか五十二年二月現在だと思っておりますが、総理府の方、間違いないでしょうか。

○説明員(北山直樹君) 間違ございません。

○矢原秀男君 こういう実態を見ておきますと、年間収入の五分位階級で言えば、全世帯の第四階級の平均収入が約四百二十万円ですから、第五階級が約七百三十万円。第四階級の一部と第五階級でなければ私立大学一部へは進学をさせることができないというふうな結果も数字の中から出てくるわけですね。これだけを見ておいても、教育の機会均等、これが経済的地位にまで及んで、差別という形の方にも影響してきているんじゃないか、こういうふうな一面考えられるわけでございます。そういうふうになりますと、教育基本法第三条にやや背いてくる面も出てくるなと、こ

ういうふうには感じております。こういう点について、文部省や郵政省や大蔵省の最高首脳陣においては、どういふふうにお考えになっているか、どういふふうかと、私も常々思っているわけですが、この点については、郵政大臣、いかがでございますか。

○政府委員(高仲俊君) 先ほど申し上げましたように、教育費、特に入学関係の経費の高騰というものは相当大きくなって、家計を圧迫しているというところは承知いたしております。そうした点から、私どももいたしましては、入学金のいわば月賦払いができるのと同じような形をつくって、入学のための経費が家計を著しく圧迫するのを少しでも楽にしようという点から、この進学ローンということを考えた次第でございます。もちろんそのもとにございませうのは、昨年にございます本院の附帯決議の問題あるいは郵政審議会からの答申というものもございませう。これを踏まえまして、広い意味での預金者に対するサービスの向上という点から、進学ローンの制度を考えたいものでございませう。

○矢原秀男君 文部省。○説明員(石井久夫君) ただいま先生御指摘のとおり、私学につきましては、出身家庭の階層が第五分位に偏っておりますのは事実でございますが、また、第一区分それから第二区分からも、一〇％内外出身者が出てくることも事実でございます。それで、私どももいたしましては、特に大学生を持ちます家庭といえますのは、大体四十五歳から五十四歳前後が、そういう階層が一番多いというふうな考えているわけでございますが、ただいま申し上げました数字は、そういう階層の数字でございます。

それで文部省といたしましては、まずこういう私立大学等に就学をする者につきまして、教育の機会均等を保障するために、御案内のとおり一つは大学の拡充整備に当たりまして、地方における大学の進学者に教育の機会を与えるということ、現在では、地方における大学の拡充整備とい

うことに重点を置いて、大学の整備が行われているわけでございます。それからもう一つは、私立大学に対する経常費補助金の拡充を通じて、私立大学における教育研究条件の安定、それから、こういう通助金を通じまして私学経営の安定化を図ることによりまして、私学に学ぶ者の負担の軽減を図ることによりうなことを行っているわけでございます。

それから日本育英会を通じて、成績優秀な学生であつて経済的に困難な者に対して、就学の機会を与えるということで、最近では、主として私立大学を中心にして、育英奨学の対象の拡充を図つてきているわけでございます。それからまた御案内のとおり、四十九年度から、学校法人において奨学事業を行っている私立大学に対して、四十九年度から、日本私学振興財団を通じて、四十九年度から、日本私学振興財団を通じて、私大奨学事業というのを実施しております。また五十二年度からは、入学時における多額の経費の負担の軽減を図るために、分納制度を実施しております私学に対して、同じく私学振興財団を通じて長期低利の融資を行っているところでございませう。

私どももいたしましては、こういうもう一つの施策の拡充を図りまして、教育の機会均等の理念あるいは精神の実現というものに努力してまいりたいと、そういうふうな考えておるわけでございます。

○矢原秀男君 これを違つた方向から、別な角度から見ますと、たとえば国立大学の学生の割合を五分位階級別に見ると、第一分位一九・五％、第五分位二〇％と、余り違いはないわけですね。まあしかし、これが私立大学となりまして、大きな違いとなっております。第一分位では九・五％、第五分位では三四・〇％、こういう形になっているわけでございます。こういうふうな数字をそれぞれ比較をしておりますと、四倍近い差が生じております。言いかえれば、第五分位の世帯では四人同時に大学へ行かせる、こういうふうな数字的な面も解釈できるわけですが、第一分位では一人

しかやれない、数字的な比較だけでございますけれども、では今度は、家庭からの給付、こういう面で、大学の一部に限って、ちょっと質疑をやりたいと思います。

自宅通学といわゆる下宿からの通学者の国公私立別の家庭からの給付額、こういう問題もまた論じてみないといけないと思いますけれども、私立の大学一部の学生は、年間家庭から七十九万六千四百の仕送り、これを、総理府の五十二年度貯蓄動向調査にある第一位階級の平均所得百五十九万七千円と比べますと、第一位の平均年間所得の四九・八五%を仕送りしているという数字になるわけでございます。これでは第一位階級からは、ほとんど私立の大学一部にはやれないということになるのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。現実には、アルバイト等で必死に穴埋めをしていこうとしているのではないかと、こういうふうな結果も見えてくるわけでございます。

こういう形の中で、先般読売新聞社で行った調査によりますと、進学をあきらめさせる理由に、男子の場合は、経済的余裕がないというのがトップで、三八・八%を占めております。この庶民の声を聞き流すことのないように、やはりこの面等についても、私たちは、私たちの立場で努力をしていかなければいけないと、こういうふうにご感じておるわけでございます。これらについて、大臣に伺いたいんですが、進学けれども、進学しようとする人たちが、家庭を含めて非常に大変な様相である、そういう中で郵政大臣は、それなりの一生懸命努力をされたと思うわけでございますけれども、この経済的余裕がないというのでストップをさせている三八・八%、こういう実態に対して、どう御見解か、改めて伺いたいと思います。

○国務大臣(服部安司君) 大変質問をしたいが、経済的理由のためになかなかその機会が与えられない方々の立場に立つての温かい思いやりには、私も先ほど来、感激をしながら拝聴いたしております。

ました。数字を挙げて、三八・八%という高率のあきらめた若人について、どのように考えるかという御指摘であります。私は端的に申し上げて、たびたびおしかりを受けるというのは、このたびの進学ローンの制度では、一時的な出費をやらねばならない結果は上がっても、そういった方々が真に安心して進学し、学問に励むということはおおよそ困難であると私は判断をいたします。

しからば、なぜそういったものにこのような制度を設けるのかという疑問があるかと思ひますが、これも、かねて御指摘申し上げたとおり、このたびは、政府系金融という体系の中では、なかなか矢原先生の御指摘のように沿うことは困難である。だから、かつて私は、これはこれでひとつ御理解をいただいて、われわれ国会が一丸となってそういった気の毒な方々のために、いわゆる社会保障から、社会福祉から出発した進学ローン制度を考えるべきだと思ひますと申し上げたとおり、率直に申し上げて、現在の政府系金融機関のあり方といたしましては、若干の金利の上下があつても、余り大して御指摘の問題の解決につながらない、私はこのように理解いたしております。

私も、先ほどの矢原先生の、われわれの責任において考えねばならないということに全く同感であつて、私も与えられた機会があれば、そういった方々のために、いわゆる低金利、できれば無利子でしかも長期で、安心して利用できるような制度を考えねばならないのではなからうかと、かように考えているわけであります。率直に申し上げて、そういった面には全く効果はないというわけではございませんけれども、このたびの制度は十分効果を果たすことは困難であらう、まことに残念だと考えております。

○矢原秀男君 別な面からもう一つ述べるわけでございますが、すでに皆さんが御承知のように、郵便貯金をする目的につきましても、世論調査の結果で国民の皆さんから出ておりますのは、やはり一位が、不時の出費に備えるというのが四六・

五%、二番目には、子弟の教育費にというのが二二・八%です。この郵貯の目的の第二位を占める教育費のためのこの郵貯の金利を引き下げた、それも去年から三度も四度もやっている。利用者は文句も言わずに、ただ預け替へと駆け込み預金に走ることしかできない。このことを私は政府の皆さんに本当に訴えたいわけでございます。特に郵政省並びに郵政大臣が、非常に孤軍奮闘をされた、そして片や大蔵省は、銀行の立場に立つて非常な力をまた加えてきた、結論的にはきょうのような実態になっている、こういうことであらうかと思ひます。

きょう、昼から大蔵大臣が見えるのでございすが、皆さんからもいろいろな質疑が出てくると思ひますけれども、いずれにいたしましても、教育費のためにという目的が二二・八%もあつたということは、国民の方々が、特に親御さんたちが、教育費の捻出のために貯蓄を進めているということが明らかになっているわけでございします。そういう意味から見ると、今回実施されるこの進学ローンなるものが本当に重要視されてくるわけでございしますが、ここで一つ伺いたいのは、このような貯蓄さえできない家庭への融資というものは、今後どういう形で計画されるのであらうかと、いうことなんでしょうが、もし郵政大臣、お考えがありましたら、一段ちよつと飛躍した話になりますけれども、その点をお伺いをしたいと思います。

○政府委員(高仲優君) 教育の機会均等というお立場からの御質疑であらうかと存じます。教育の機会均等というものは、非常に大事な問題であらうと思ひます。そのためには、先生おっしゃいますように、各般の学資補助といったような施策が行われないと、なかなか困難ではなからうかと考えておるわけでございします。郵政省の立場としてということでございしますと、郵政省の委員会の決議あるいは郵政審議会の答申等から見ましても、融資の制度ということでお話をございま

すし、私どもといたしましても、おのずから一定の限界があるものではなからうかと考えております。

たとえば、奨学資金については、先ほど文部省側から答弁がございましたように、文部省として力を入れていらっしゃるようでございします。また、私立大学に対する補助であるとか、私立大学の奨学制度であるとか、私立大学の入学金の分納の場合の措置とか、これは文部省がそのお立場で考へになるのが私どもとして考へました場合は当然であらう、私どもとしてできる部分というものはおのずから限界があるのではなからうかという点から、私どもといたしましては、進学積立郵便貯金という制度を創設して、入学時の一時のインパクトの救済という面から、この問題にいささかなりとも貢献したいと考えておつた次第でございします。また、そのようにやっていきたいと考えておる次第でございします。

○矢原秀男君 この進学ローンについて、そういう家庭を取り巻く教育に対する費用の実態等々、いろいろな角度から若干質問したわけでございしますけれども、進学ローンの具体的な面を二、三伺いたいと思ひます。

この進学ローンが、大蔵省と郵政省との間で、その制度と運営上、なかなか結論が出なかつた。で、一時は流産かと思ひましたが、今日の運びになつたわけですね。時間もございませんで、そして、もう郵政大臣が委員会の席上で同僚議員に何回も御答弁をされておりますので、大蔵大臣に対しては私も憤りはありますけれども、郵政大臣にはいままでよく伺つておりますので、この点は省きたいと思ひます。

いずれにいたしましても、二二・八%の人がすでに教育費のために貯金をしておる、こういうことでございします。こういう形の中でまず伺いたいことは、返済期間でございしますけれども、お金が必要からローンを借りるわけですね、これは当然のことですけれども、それを在学中に返済しろというのは、教育の実態について、その家庭について、

いわゆる大蔵、郵政両省とも十分な認識があるの
だらうか、こういうふうを感じるわけですけれども、
大蔵省、どなたがお見えですか。——大臣に
かわつて、あなたは本心に厳しく認識されてい
らっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○説明員(藤田恒郎君) 返済期間の問題につき
ましては、この委員会でも何回もわれわれの考
え方を申し上げましたけれども、これは借入者の立
場に立ちますと、できるだけ長い方がいいという
ことはもう御指摘のとおりでございます。

しかしこの制度、一体どういふ趣旨ででき上
がつたかということ、貯金局長の方からも御説
明ございましたように、進学の際の一時的な負担、
これを在学中に平準化しようではないかと、こう
いう考え方でこの制度そのものができ上がつて
いるわけでございます。したがって、われわれ
といたしましては、そういう趣旨からすれば在学
中に返済をしていただくという制度、期間につ
いての考え方も、この制度の前提のもとではやむ
を得ないのではないかと、やむを得ないと申すか、
当然なのではないかというふうに考えておるわけ
でございます。しかも、貸付額も大体五十万円程
度という、そう大きな金額でもございませぬし、
ボーナスの返済だとかそういうものを考えます
と、月々の返済額というのも必ずしもそう家計に
大きな負担をもたらすものではない。

さらにまた、郵便貯金を対象とします貸し付け
につきましては、積立貯金をされる方も、二年な
いし三年の間の積立貯金をおやりになる。したが
いまして、そういった方にお貸しする場合には、
大体二年ないし三年の返済期間であつても、特に
大きな負担になるのではないではないかと、こ
うに考えております。もちろんこの制度が、特
別な社会福祉政策とかそういうものを内容とい
たしますようなものといたしますれば、当然返済
期間、そういったものは長くならざるを得ない
と思ひますけれども、われわれとしては、この制
度を、入学の際の一時的な負担の平準化という
ふうに考えておりますので、返済期間を在学中とい

ふうに設定しているわけでございます。

御指摘のような、厳しさを認識しておるかとい
う点につきましては、われわれも十分認識してお
りますけれども、この制度の前提のもとで、そ
ういふふうな考え方をしているわけでございます。

○矢原秀男君 返済期間はやはりぐつと延ばして
いく方法を検討されなくちゃいけないと思ひま
す。

それから利子についてですけれども、どうい
う理由で七・一％に決定されたのか。それからま
た七・一％で貸し付けをした場合に運用利益とい
うものが生じると、こういうふうな考え方をい
らっしゃるのか、こういうふうな点をお伺いしたい
と思ひます。

○説明員(藤田恒郎君) 金利の点、七・一％をど
ういふ理由で設定したのかというお尋ねござい
ますが、この金利をどういふふうな決めるかとい
う点につきましては、先ほど申し上げましたよう
なこの制度の趣旨というものを、まず一つきて
いるわけでございます。

この制度は、われわれとしてはなるべく広く進
学する子弟を持つ親族に対して融資をするとい
うことを考えておりますので、たとえば国民公庫の
一般の貸し付け、これは郵便貯金をなされない方
についてお貸しする制度でございますが、これも
一応所得制限をつけておりますけれども、進学す
る層の六〇％程度、六〇ないし七〇％程度をカ
バーするという、わりあい広いカバレッジを考
えておりますし、また郵便貯金をなさった方につ
きましては、郵便貯金をされれば当然のように、
然るようないふのはちよつと行き過ぎでござい
ますが、郵便貯金をなさった方は当然貸し付
けの資格対象者となるという意味で、なるべく
国民大衆を相手に融資をするという制度を考
えているわけでございます。

かつまた、この進学する学校につきましても、
いわゆる義務教育ではない大学、高校、さらにま
た現在では、われわれとしてはこれから検討する
つもりでございますが、専修学校とかそういう

ものを含めてくれという御要望もございま
すので、そういう意味で、進学する学校も義務教
育ではないと、義務教育ではない学校をまず考
えているわけでございます。

そういった趣旨から考えますと、これは事業金
融と比較するようで大変申しわけないんでござ
いますが、中小企業を国民公庫が相手に融資して
おりますが、その場合でも一般の非常に零細な中
小企業、これに融資をいたします金利というのは、
大体公庫の基準金利でございます七・一％とい
う金利でございます。したがって、われわれと
してはこういう広い国民大衆を相手に融資をす
る、進学のための資金を融資するというもので
あれば、大体こういう金利水準でよろしいのでは
ないかと。しかも、この金利水準というのは、公
庫の借り入れコースでございます運用部の金利
あるいは公庫の事務コスト、こういったものを考
えますと、できる限り低い金利と、こういうこと
なるわけでございます。

一方また、この七・一％の金利でも、民間の進
学資金の金利に比べますとかなり低い金利でござ
いますし、先生御承知のように、今年度から、勤
労者財産形成制度に基づきます進学資金貸し付
けも始まるわけでございますけれども、この場合に
は、勤労者財産形成制度に基づきます貯金をした
貯金者を相手に進学資金を貸すこの制度におき
ましても、金利は現在のところ大体八・四％台ぐ
らゐるというところを考へられておるわけござ
います。そういうものに比べても、この七・一％と
いう金利はかなり低い金利ではないか、こういう
意味で、われわれは、この金利水準は一応妥協
点ではないかというふうに考えております。

二番目に、この金利で運用益を上げるのではな
いかという点でございますが、先ほど申し上げ
しましたように、現在、国民公庫の資金コストは運
用部からの借入金利でございますので六・〇五％
でございます。その他、国民公庫のもろもろの事
務経費、こういったものが一％強かかっておりま
すので、われわれとしては七・一％の金利は運用

益を生ずるほどの金利ではないというふうに考
えております。

○矢原秀男君 文部省、伺いますが、育英資金の
金利は幾らですか。

○説明員(石井久夫君) 日本育英会の奨学金に
つきましては無利子でございます。

ただし、日本私学振興財団を通じて四十九
年度から私立大学に対する奨学事業というのを
実施しておりますが、これは卒業後十年間にお
いて返還することになっておりました、この場合には、
卒業後前期五年間が三・六％、後期五年間が五・
五％以内ということになっております。

○矢原秀男君 時間が来ましたので、郵政大臣に
伺いますけれども、本来は総理大臣と文部大臣に
伺いたいわけですが。財政という面からは大蔵大臣
にもそうございしますが、いま大蔵省からのお話
では、国民金融公庫の基準貸付金利が七・一、そ
の標準によつたというふうなお話で七・一にな
っております。

私は、やはり教育は国が責任を持って、日本の
国の将来、世界の国々でもそうでございますけ
れども、そういう立場で貴重な投資をしていく教
育、それと、企業のそういう形のものと同格な考
え方で、これは政府と言つたらいけないでしょうか、
大蔵省と言つたらいけないのか、とにかく政府が、
福田総理が代表であるとすれば、総理大臣に私、文
句を言いたいわけですがけれども、教育と企業とい
うものを、利子の面から見ると全く一緒にしている。
こういうことで日本の将来が、子供さんの大事な
教育を大きく将来育てていくのに、これが国家の
教育に対する事業の一面の協力体制を家庭に与
えたいのかと言ふんです。家庭がお金を持って
預金をしていく、その中から教育が出ていく、考
えてみれば御家庭の人が一人でお相撲とって苦
勞している。

私はこの利子の面を考えてみても、いま育英資
金のお話ございましたが、片や無利子、日本私学
の方については三・六％、それから五・五％です
ね。それから見ても、企業並みに今回の制度とい

うものが性格づけられている。これでは、私は家庭の方たちは実態がわからないから、ああ苦しいからよかつた、おれをもつかむ思いで世論調査にはもう手を挙げて賛成、これに対しては出ておられます。制度に対して賛成。しかし、こういう利子の実態から見たら、これで本当に政府が真剣に教育のことを考えて、親御さんに、お子さんの教育は家庭も責任を持ってください、しかし日本の国としても一生懸命教育には力を入れよう、と、そういう形は一つも出ていないんです、これだつたら、これだつたら、企業には力を入れよう、国民の一人一人、おまえたちでやれ、そういう形がこの利子の形にきちんと出ています。

もう時間ございませんで、これで終わりますけれども、郵政大臣、この利子の面から見て、本当に、私は今度の制度に心から、郵政大臣が非常に孤軍奮闘されたと思ひますけれども、総理や大蔵大臣、そのほかの政府の要職の人たちが寄つてたかつてあなたを抑えつけたのかどうかわかりませんけれども、この数字一つだけを見ても、事業並みに扱われている。これでは家庭は浮かばれません。育英資金が家庭からお金を入れているんだつたら、そうして七・一であれば、私たちは文句は言いませんが、育英資金はそのようにして国が一生懸命やっているでしょう。今度の制度が、育英資金並みでなくても、この国民金融公庫の企業対象の金利と同格ではなしに、なぜもって育英資金寄りの方に判断、結論が出なかつたのか、この点を伺つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(服部安司君) 確かに教育という面から見た場合、いわゆる国家の将来を背負つて立つ有為な人材を育成するという立場から考えてみますと、私は国が思い切つた投資をし、またそういう機会を与えるべきであるというところは全く同感であります。もちろんこういう制度を考えたわれわれも政府系金融のあり方とはいへ、少しでも安い金利で預貯金者の協力に報いたいという気持ちでいっぱいであつたことは、矢原先生、事実であります。

しかし、先ほど大蔵当局の御説明のあつたとおりに、財産形成法による貯蓄からも今度は貸し付けできます、一般市中銀行もやります、いろいろと対策が出まして、この進学ローンに端を発してほとんどの金融機関が早々と、法律を伴わないもので、スタートをしたことも御承知のとおりであります。こうなると、やっぱり金利体系というものは、郵政省だけがうんと下げようとしても、われわれの当初の予想どおりになかなか諸般の情勢が許してくれない。

そこで、私は全く矢原先生の御指摘にはもう異論はありませんが、現行制度ではとうてい望めないことでありますので、そういった面から、すなわち社会福祉から出発したいわゆる制度をわれわれは考えねばならない。現在の文部省所管の育英資金制度、これは無利子だ、私学振興から借りと三・何ばであります。これが本当の利はいわゆる教育に重点を置く政治の姿だと思つておられますが、残念ながら先ほど来申し上げておりますとおり、今回の進学ローンは政府系金融であり、またいかなる関係が生じて意に沿うような結果にはならなかつたわけでありまして、十二分に、せめて今後は皆様の御理解で通過させていたゞいて、後の方は、努力を積み重ねて、少しでも御要望に近い線に到達するよう最善の努力を払い、さように考えている次第でございます。

○案納勝君 最後になりましたが、私は、いままで多くの同僚議員が質問をしてきましたので、重複をできるだけ避けていきますが、実は、教育ローンの構想が発表されると、国民やあるいは多くの人々がこれに共鳴をし、一日も早く実現するように期待を当初はしたんです。ところが、現実ででき上がったものを見ますと、まさに中身は似て似つかぬものであります。

先日、青島先生が質疑をする過程を通じて、これは当初期待をしていたようなそういうものじゃない、多くの迷いを感じるという発言がありました。私も、いままでも論議を聞いている過

程で、この進学ローンの構想というのが、何か教育問題にすりかえられてきてやしないか、本当に当初のスタートをした発想というのがいつの間にか変わってしまった、中身が形骸化されてしまった、形だけ進学ローン、こういうように私は受け取らざるを得ない。

そこで、きょうは私は最後ですから、重要な点だけをひとつ、時間の関係もありますから、一つずつお聞きをしていきたいんです。

まず最初に、大蔵省にお尋ねしますが、三月十六日に公定歩合の引き下げが行われまして、郵便貯金の預金金利は、四月二十五日から〇・七五%引き下げになりました。昨年四月からそして今日まで、三回にわたつて金利が引き下げられてきたわけです。大体二・二五%引き下げられた。戦後最低の金利時代になった。こういったことがありまして、この一年間の企業の有利子負担、これはどのくらい軽減されたのか。そして、預金の目減りはどのくらいになるのか。そして、一年間、その点をまずお答えをいただき、郵政当局からは、郵便貯金の目減りは幾らになるのか、まずその点を。

○説明員(石川周君) 過去一年間の金利引き下げによりまして、企業の金利負担がどの程度軽減されたかという問題でございますが、非常に計算がむずかしいございまして、非常に大胆な仮定を置いての、感じをつかむための計算、試算という前提で日本銀行から出された推計がございまして、その数字で申し上げますと、企業の利子負担の軽減額は、この一年間の利下げの効果といつたしまして、約一兆五千億円の軽減効果という試算が出ておられます。

それから、預金につきましては、昨年の同じような大胆な前提を置いての、仮定を置きましたの試算でございますが、昨年二回の引き下げ分、五十二年度中の引き下げ効果といつたしまして約四千億円ということが、同じく日本銀行から公表されたことがございまして、また本年四月の引き下げ分につきましては、五十三年度中の利子所得の軽減効果といつたしまして約二千億円という試算が出てお

ります。

○案納勝君 そうすると六千億ということですね、合せて。

○政府委員(高仲優君) 郵便貯金のいわゆる目減りでございますが、五十二年五月以降三回の利下げがございまして、五十二年五月利下げの、五十二年度中のいわゆる目減り分、つまり通常貯金と新規預入の定額定期積立貯金にかかる利下げの分でございますが、これは五月利下げ分が四百十三億二千億円、九月利下げによる分が六百六十六億四千万円、合せて五十二年五月利下げ、九月利下げの五十二年度中のいわゆる目減りと称するものが五百七十九億六千万円と相なります。

さらに五十三年度について見ますと、本年四月の利下げによりまして、つまり四月以降新規に預入される分と通常貯金の分でございますが、五百七億円となりますが、五十二年五月、九月の利下げに伴うその効果がそのまま五十三年度も続くわけでございますが、五月利下げによる分が五十三年度中には千五百億円、九月利下げによる分が五十三年度中に六百四十億円と相なりますので、五十三年度中の利子の減少額が二千五百二十二億円と相なるものと計算いたしております。

○案納勝君 これはまあ膨大な国民の、庶民の個人預金というのが、企業の金利負担の肩がわりをしてるわけですね。

そこで、私がお尋ねをしますのは、進学ローンが今回設立をされた、そして発想が出されて、今日こう提案をされた審議をしておりますが、今日までのこの進学ローンの背景と経緯について、提案をされた郵政当局からお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(高仲優君) 郵便貯金は、その現在高に三十七兆円に達しておりますので、国民生活の向上に大変寄与をしておりますので、国民生活の向上にたいしては、その預金者に対して何らかのいわゆる還元方策があるのかないのか、こうした問題について検討をしてきたところでございまして、この間、さきの八十回国会におきましても、

郵便貯金による新たな融資制度についても検討することという附帯決議をいたしております。また昨年五月及び九月の利率改定に関する郵政審議会の答申の中におきましても、郵便貯金による直接的な融資制度の検討、その一環としてのいわゆる進学ローン制度の実現が強く要望された次第でございます。

この間、最近におきます進学に必要な資金というものは年々増高いたしております。進学者を有する家計を大に圧迫しておりますことは事実でございます。しかしながら、入学後の対策という点につきましては、文部当局等におかれて、進学制度であるとか、従来いろいろ考えられておったわけでございますが、私どもこの問題を考えました時点におきましては、民間におきましても進学ローンというものは名前だけはございましたが、ほとんどもう数字的には微々たるものでございました。

奨学資金の制度におきましても、入学時にかかる経費についての何らかの救済策というものは考えられておらなかった。いわばこの部分が、家計を圧迫する各般の問題の中でいわゆる一つの欠落した部分であったということに着目いたしました。この点から、これは私も考えておりますのは、教育の機会均等云々ということ、直接考えたのではございません。間接的にはそうなりますが、預金者の家計を楽にするという発想、いわゆる預金者に対する利益の還元と申しますか、便宜の提供といった形からこの問題を考えた次第でございます。

こうした考えに基づきまして、昨年の夏におきまして、五十三年度予算編成に当たって、郵政省の要求としてこの問題を提起したわけでございます。その後の経緯につきましては、いままでいろいろ御答弁申し上げておりますように、政府系金融機関全体のあり方は財投資金運用のあり方等、各般の検討を加えました結果、現在御審議いただいております郵便貯金法の一部を改正する法律案の内容のとおりと相なった次第でございます。

す。

○案納勝君 この育英資金の問題は、五十二年の四月の利下げの問題に絡みまして、当時の、いや今日の総理である福田総理に對しても、多くの郵便貯金利下げ反對という国民の意向が陳情をされております。国民の金融機関である郵便貯金の利下げを、民間の利下げ、公定歩合に連動させなくちゃならぬということについての多くの批判がなされた。それを受けて四月の二十三日、二十六日に小宮山郵政大臣が、国民の預貯金の目減りに對して、これに對する還元として、あるいは目減りに對する郵便貯金の施策の一つとして、実は教育融資制度というのを打ち出された。以来去年の十二月まで、大蔵省と郵政当局の間に、この問題をめぐって多くの意見の違ひが報道されていまして、大蔵省が、この教育ローンについて今日までとってきた態度、これについて明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(石川周君) 大蔵省といたしましては、金融面におきまして個人消費者に對する資金供給、もちろんそれには教育資金需要というものも入るわけでございまして、広い意味で、個人消費ローンというものについては拡充していかなければならないという基本的な考え方を持って、かねてから取り組んできたところでございます。数年前から、今後予想される経済社会のあり方といたしまして、個人部門に對する資金供給というものが非常に大事になってくるという認識でございまして、その一番のしりが、住宅資金需要に對するものでございまして、次の一つの大きな波が教育ローンの問題というふうに認識することができると思ひますが、実はそうした波のしりといひましたし、各民間金融機関におきましては、独自の教育ローンを開発し実行し始めております。

そういう体制のところに、郵政省からのいま御指摘のような御提案がございました。また総理からも、教育ローン全般に對するの勉強をするようにという御指示もございました。そうしたことを

受けまして、大蔵省といたしまして、いろいろな角度から検討したわけでございますが、政策金融としての教育ローンのあり方というものがどうあるべきかということ、これは予算編成の過程におきまして関係各省、特に郵政省と十分御議論をさせていただきまして、現在のような案にまとめさせていただいたわけでございます。

その場合、私も、郵便貯金をしない人にももちろん教育ローンを実施していかねければいけないと思ひますし、また郵政省の御要望のような意味も十分わかりますので、そうしたものを一つのものにまとめ、現在の政策金融のあり方として一番乗りやすい、ふさわしいものとして現在の仕組みを考えさせていただいたわけでございまして、

○案納勝君 私は、この一連の大蔵省とそして郵政省、教育ローンが発想が生まれてからの経過を注意深く見守ってきたわけであります。私が先ほど冒頭に、似て似つかぬものができてしまった、名前だけが同じ、こう言つたのも実はそこにあるんですが、郵政審議会が昨年の四月、金利引き下げに伴う四項目の答申をされた内容は、大蔵省もすでに御存じですね。

○説明員(石川周君) 郵政審議会の御要望として出されました中身は承知いたしております。○案納勝君 郵政審議会が要望を出した内容というものはもう繰り返しません。ただ、郵政審議会も今日の郵便貯金の膨大な三十七兆に上るこの資金が、國家の第二予算と言われるように、財投のきわめて主要な財源となり、しかも國の大きな政策遂行の柱になっていることは、これは認めてい

るのであります。その上に立つて、先ほど報告をされましたように、公定歩合の引き上げに伴う景気変動の、そしてその中における不況、そういう対策に伴つての金利引き下げに伴う庶民の貯金の目減りというものについて、今日のように単純に連動させるだけでは國民の福祉を守れない。本来的にある郵便貯金事業の性格からいって、國民への還元措置を考えるべきだ、こういう発想の中で、

速やかに郵便貯金には直接融資方式を検討すべきだと、こうなっている。しかも、当委員会においても附帯決議の中で、これらの問題の融資制度というものの検討について要請をしました。去年の九月のこの利下げの際においても、ここで初めて進学ローンというのが、郵政審議会の固有の名前が使われて実は提起をされてきたんです。この経過は御案内と思ひます。

五十三年度の概算要求の中で大蔵省は、先ほどの御答弁の要約をしますと、大蔵省の言われている点は私は四つばかり、いままでの質疑の中を通じてあると思ひます。

その第一は、政府の今日の政策金融の中における政府資金の一元運用という原則を崩したくない、これが一つ。二点目は、これは本来教育問題であるから、育英資金制度その他のそういうところでやるべきである。そして民間でやる。いまもあなた言われた。民間であることが必要だ。そのことが先じやないか。あるいは当然そのことが中心にならなくちゃならない。三点目は、郵便局がやることは貯蓄機関としての性格を逸脱する。四点目は、郵便局の融資については審査能力や債権管理能力がないというようなことが実は大蔵省の主たる反對の理由だった。そういう経過を経て、五十三年度の概算要求の中で、最終的に大臣同士の政治折衝ということになって今日のああいうものが生まれた、私はこういうふうな理解をするんです。

先ほど言われました、郵便貯金をしない人にも教育ローンをやる、これは確かに当然そういう発想があつてしかるべきでありましょう。しかし、本来、今日生まれてきた教育ローン制度の発想の中では、どうやって庶民の生活を安定させ、福祉を増進させるという目的の郵便貯金の目減りに對して還元をしていくかということに、実は中心発想がある。これを発展をして、郵便貯金をしない人に教育ローンをやるというのは、これは政策の問題として私は当然付随してくる問題であります。しかし、そのことが私はこの進学ローンそのものについての中身が変質してくるもの理由

にはならない、こういうふうに理解をするのであります。この辺について、私はもう一段とお聞きをいたしたいと思います。

今日、私がいまこのことを明らかにしたいと思うのは、この一連の審議の過程で、何か教育ローン制度についての意識が混乱をしているように私は思いますので、再度明らかにしたいと思っております。

本来、先ほどから申し上げましたように、この制度というのは、行政上組織論の上で生まれてきた問題ではないんです。このことが第一であります。いまの金融制度の中で、その枠内というところで生まれてきたものではないのであります。今日激しいスタグフレーションの中で、貯金の目減りが進行をしている。市中金利全体の引き下げに連動して、郵便貯金の九・二％までが零細な庶民の貯蓄である郵便貯金について利子の引き下げが要求される。庶民の生活安定と福祉の増進を図るべき郵便貯金、庶民の随一の零細な財産保全を大義名分としている郵便貯金そのものの存在が、根本的に問い直されてきたんです。その対応として、一時的目減りだけでなく、カウンターパートとしての債務者の利得を得る機会を設定をすべきではないか、こういうところに国民の要望が集約されてきた、これが第一点であります。

また、第二点で言うならば、これはまあ私は大蔵省に後ほど申し上げたい、大蔵大臣来たとき、国民の財政一般に対する見識が高まって、財投のあり方について、その主要原資としての郵便貯金の運用、今日現在のやり方について、強い疑問が持たれてきたのであります。これは第二点の問題であります。

第三点は、今日の高度成長の結果、国民の意識が大きく変化をしてきている。後ほどお尋ねしますが、パーソナル・ファイナンスというそういう重要性がきわめて高まってきた、郵便貯金も、貯蓄だけでなく生活安定のための消費者金融、これへの需要が存在をしている。市中銀行は既存の金融機関の企業優位といえますか、そういう中で、

国民のニーズや変化にこたえてくれないという現状があります。御案内のように企業には安くして貸し、しかし、国民の個人金融については全く冷たいというのが今日の市中銀行の状態であります。これが国民の要求する政策の中で、福祉政策として広く受け入れられるところに、実はこの進学ローンというのが生まれてきたんです。したがって、受けとめ側としては、今日の金融制度、大蔵省の所管のその枠の中で解決しようとするからこんなものしか出てこないんです。ここに根本的に私は違いがあると思う。

このことをはつきり理解をしなければ、私は、今後このことについて、仮にこれが満場一致通ったにしても、私もこれについては大変迷っています。果たして、国民のそういう意味での、郵政審議会が今日まで慎重に審議をし、あるいは通信委員会が審議をしてきたその筋道からの進学ローンというのは、全く青島さんが言うとおり、こんなものだったら国民の期待にこたえられるものじゃないというぐらいに断定したってこれはおかしくない内容になってしまった。私は、大蔵省が、今日のこれらの変化や国民の要求、こういうものをキャッチできずに、郵政審議会を初めとする郵政省、これがまあある意味では現場を預かっているわけですから、三十万の職員が一生懸命貯金を集めているわけです。国の要望に基づいて三十七兆という金を集めてきている。その人たちは敏感に感じている郵政省、あるいは全体の郵政審議会や通信委員会等の空気を踏まえて、このニーズをキャッチをして積極的に進めたという違いがあるんですよ。

私は、今回の一連の五十三年度概算要求をめぐって、あるいは進学ローンをめぐって大蔵省と——ここに資料が、当時の新聞記事ですから、私はよくそれが正確にはわかりません。その中で出されてきている大蔵省の態度、全く国民のニーズをキャッチできない、一つの枠の中で、考えの枠の中で解決しようとするこの態度については、私は醜態と言わざるを得ないんじゃないかと思っているんで

す。したがって、似ても似つかぬものが出てきた。発想が転換をした、大蔵大臣が言うように、こういうものがこの進学ローンの今日出された内容だというふうに出てきています。

これについて、私は郵政大臣及び大蔵省はどういうふうな御理解になっているのか、私の申し上げたことについて、私はそういう立場でいまこの問題、この法案を受けとめて、いま主要な問題について質問をしたいと思えます。お答えをいただきたい。

○説明員(石川周君) 先生のお話、お考えをいたしました。私ではいろいろ承っているところでございまして。ただ、私どもの立場をいたしましては、やはり目減り対策というのは、基本的には経済を順調な回復過程に導いて、失業とか倒産とか、そういう心配のない経済に持っていく、それによって個人の所得もふえて雇用もふえていくと、そうしたことの方が全体としては国民のプラスになるのではないかと。確かに金利引き下げによりまして、その分によりまして利子所得が減少するというマイナス、その目減りということとはかなりの負担であることは御指摘のとおりだと思えます。私どもも、できればそういうことをしないで経済を回復過程に持っていきたいということは念じておりますけれども、現実の状況では、預金金利を下げないといふ判断が政府としてとられたところでございまして。私どもは、預金金利の引き下げを含む経済政策全体の運用によりまして、結局は、個人所得が総体としてはプラスになるというこの道を選択したというふうに考えております。

また、そうした中で、進学ローンの問題につきまして郵政省の立場、郵政審議会のお立場から御議論が出たことも存じております。そこで、先ほどるる申し上げましたように、私どもの個人消費者ローン一般の問題と総合させていただきまして、そして郵政省、郵政審議会の方のお考えの練をできるだけ尊重させていただいて、広い意味での政府の中の仕組みは、いろいろお断りを申し上げ

げましたところでございますけれども、郵便局も政府の窓口でございますが、その政府の窓口と郵便貯金者との関係におきましては、郵政省の御提案の線と同じように、つまり一定期間積立貯金を受けられる、そういう仕組みはそのまま組み込んだつもりでございまして、国民の立場、貯金者の立場からすれば、郵便局の窓口におきます効果といたしましては、郵政省の御提案のとほおなじ仕組みになったというふうに考えております。

ただ、広い意味での政府の中の仕組みをいたしましては、財政金融全体のいろいろな考え方もございますので、そのやり方に合わせていただいたいというのが経過であり、現在御提案いただいている仕組みでございます。

○国務大臣(服部安司君) このたびの郵便貯金による進学ローン制度について、いろいろ御指摘を受けました。私がこの制度の引き継ぎを受けたのは十二月の上旬でありました。この制度のあり方で、正直申し上げて一つはには気にかかるところがございまして、直接郵便局、すなわち郵政省で利用者へ貸し付けのできなかった点であります。これは当委員会でもかつて私は御答弁申し上げたとおりで、いろいろと深刻に苦しみ悩みましたが、まあ利用者の立場から考えてという点でこの制度を私は受け入れましたと、全く次官以下各局長ではなく、服部郵政大臣の責任でありますと言ったことも記憶をいたしておりますが、それを除いて原案から後退したということは私には納得はいかないわけでございます。

案納先生も十二分に御検討をいただいたと思っておりますが、この貸し付けのいわゆる直接か国民金融公庫のあつせんかという点においては、先ほどお話し申し上げたとおりであります。それ以外はすべて原案以上のものに仕上げたつもりでございます。私はそのように理解いたしておりますが、しかし、だからと言って、私は今日までこれで十分だと言った記憶は一度もございませんで。決して完全なものではありませんと、あえて

申し上げておしかりを受けたこともこれ事実であります。これは私も真実であります。が、しかし、せっかくの皆様方のお知恵をかりてここまで持ち上げてまいりましたので、これを御承認いただいて、今後この肉づけにわれわれがまた先生方の御理解と御協力を得てひとつ努力を積み上げてまいりたい、理想に近いものに仕上げたいというのが私の考え方でございます。

○案納勝君 時間がありませんから、私は、たとえば郵便貯金に関する調査研究会の発表の中のあるいは信用供与の問題についてお尋ねをしたいんですが、時間の関係上、これは後ほど時間があれば大蔵大臣にお尋ねをすると、具体的にそれは中に入ります。

すでに、同僚委員が多くの指摘をしています。その中で、こども一回重ねてお尋ねをしたいのですが、国民金融公庫の一般貸し付けと進学ローン、郵便貯金預金者貸し付けの相違、そして、先ほど申し上げました進学ローンの発達の経過からきて、国民の郵便貯金を、零細な個人預金をしているこれらの人々に一定の還元をするというその中で、金利の引き下げその他の問題について、国民の協力を求めていくという意味での進学ローン、そういう面から見て、郵便貯金の積み立てをして、預金を積み立てする預金者貸し付けとの間に、国民金融公庫との間に、どういう相違と、要するに預金者の側のメリットというのとはどこにあるのか、この辺をひとつはつきり聞かしてくださいます。

○政府委員(高仲優君) 国民金融公庫を介在させることによるメリット、デメリットというお尋ねであらうかと思えます。

先生おっしゃいますように、いわゆる預金者に対する直接還元という点から申しますと、確かに系図をたどってみますと、郵便貯金が資金運用部に預け入れられ、資金運用部から国民金融公庫に回り、国民金融公庫からまた郵便局の窓口を通じて貸し付けを行うということになりますので、間接の形には相なるわけですが、これは

あくまでも系図書きの上の話でございまして、積み立てをするその郵便局において、実際の貸し付けの手続、それから貸付金の受け渡しということが行われる意味におきましては、実質的な差異は余り実問題としては感ぜられないと考えます。郵便貯金そのものの現在の運用と申しますか、あり方から考えましても、これは政府全体として考えました場合には、これは預金を集めるところ、運用をするところ、政府という次元におきましてはこれは全く一致しておるわけでございます。その分担保するところが違っておるということでございます。直接的な利益還元という言葉は字義どおり解釈すれば、間接になるということはおっしゃるとおりでございます。しかしながら、利用者にとつて考えてみますれば、実質内容においては相隔たるところが余りないと私は考えております。

○案納勝君 今日郵便貯金が、貯蓄銀行あるいは貯蓄だけの機関であることは私も知っています。そして、いま郵便貯金の三十七兆の大部分が財投の六〇〇の資金になり、しかも、今日の段階で公共部門の資金不足の中で、国の国民福祉指向への政治情勢、要するに経済政策の中で重要な役割りを果たしてきていることも百も承知だ。しかし、郵便貯金を窓口として進学ローンの問題を考える場合に、国民金融公庫との貸し出しのやり方比較をした場合に、郵政省としては、預金者に対する保護、零細な庶民の利益の増進につながるという、そういう意味での私はこれらの運用についての責任があると思うのです。金集めるだけだ、使うのは大蔵省だ。そこで、国民金融公庫から貸し出すのと、郵便局の積み立てをしてもらって、合わせて百八万四貸し出すメリットは全く同じです。何ら貯金の預金者に対する保護やあるいは零細な庶民の利益の増進にはつながらない。全く、それならば郵便貯金をやめちゃって、国民金融公庫一本でやればかえっていいんじゃないですか。わざわざこちらは積み立てしなくちゃならぬ、郵便貯金は、この辺について、じゃ積み立てした人たちに

対する保護や利益の増進はどういう措置をとろうとするのか、どういうところにそのメリットがあるのか、このことが私は明らかにされなきゃ、何のための進学ローンなんですか、当初の発想から考えた場合に、先ほど大臣は、いや直接運用以外には原案よりいい、こう言われました。私は、それはそういう理解も成り立つかもしれないが、少し違うと思うのです。

それじゃ、もう一回それにあわせてお聞きしますが、進学積立金の利率を二年超えるものは二・八八％、一応予想としてね、これは省令事項ですから、二年以下は二・六四％と普通積み立て貯金より低率になっていきますね。こういう問題について、せめてわずかな金額しかならないのですから、積立貯金並みの利率というふうに直すべきではないでしょうか。これは先ほど言うように省令で決まるわけですから、この審議を通じて、郵政大臣の決意でできるんじゃないんですか。こういう点について、もっと突っ込んだ、郵政大臣として、利益者、要するに預金者貸し付け、預金者に対する保護やあるいは郵便貯金の持つ庶民の利益の増進というものを考えるべきじゃないでしょうか。

これは大臣は、先だつてから、実行の過程で検討しますと言いますけれども、私は実行の過程で、各委員の先生方が皆同じことを言っている。特に、私はここで指摘したいのは、住宅積立貯金があります。このやり方と全く逆じゃないですか。この利率の繰り扱い方が全く逆になっていて、これは詳しく言わなくても御存じだと思う。こういう点について、大臣、どういうふうに、いや事務局としてどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。私はこれは最終的決断は大臣しかないとはいえますが、大臣はどういうふうにお考えになるのか、このところ明らかにしてください。

○政府委員(高仲優君) 進学積立貯金の利率でございしますが、積立貯金と非常に類似しておるから、同じであるべきではないかというお話でございしますが、実は積立貯金というのは、まず第一に、

二年という確定の期間がついておるわけでございます。進学積立貯金につきましては、満期のときは入学のときであらねばならないという特質からいたしまして、積立期間を一年から三年までと非常に弾力を持って考えた次第でございまして、この点につきましては、一般の積立貯金の定期限つきのものとは若干性質を異にしておる次第でございます。これが第一点です。

また、第二点といたしましては、これを実施した場合におきまして、何分初めてのことでございしますから、どういう期間のところを一体、一番集中してくるのかという問題についても、実施の段階に入りまして、しばらく状況を見ないとわからないという点がございします。これが第二点。それから、第三点として申し上げるということになりますと、住宅積立貯金のお話でございますが、住宅積立貯金をした場合においては、必ず借りられるということ、一般の借入れにつきましては、最近におきましては、非常に枠を広げているようでございしますが、しかしながら、現在の姿におきましても、先着順何日打ち切りといったような形でございします。融資を受ける確率性の度合いという点は、この進学積立貯金についても、当然同様のことが言えようかと思えます。そうした一つの期待を満足させるという点、これらの点をあわせて、一般の定期貯金に対して若干の格差をつけた次第でございします。

なお、住宅積立貯金につきましても利率の考え方と逆ではないかというお尋ねでございしますが、住宅積立貯金につきましては、まず第一に、拘束期間が非常に長いという点、これがあらうかと思えます。そのほかの点もあらうかと思えますが、主なところにつきまして、私どもの考えを申し上げますと、以上のとおりでございします。

○案納勝君 大臣ね、私は、いま局長の御答弁聞いていると、先ほど私、冒頭に進学ローンの生まれた背景その他申し上げました。今度は、大臣が千五百万の退職金の問題を提起されておると、これは金利引き下げに伴って、審議会その他の中で、

国民へ何らかの還元措置を、あるいは庶民の利益の増進のために、こう考えられた。同じようなやっぱり発想の一つですね。

要するに、いま言うように、局長の言い分を聞いていますと、現在の積立金の制度があるからそれに、こういうことなんですね。私は、進学ローンというのは、先ほど私が申し上げたように、大臣が、千五百万退職金の問題を提起したような筋道から生まれてきて、国民もろ手を挙げて賛成をしてきた。しかし、ある意味では福祉政策的な色彩が入ったものです。目減り対策という点で。しかも二年積み立てていく。だとするならば、これはやはり他の積立貯金等よりも低いという利率になるという点については、私はわからないのです。積立貯金よりもなおかつ利子はつけてやるぞというぐらゐの、目減り対策なんだから、そして、しかもコスト的に言うと、これは資金運用部資金にかなり行くわけですから、仮に1%のコストを見たにしても、私はこの利率の引き上げはできると思う。おまけに、これは集金しないわけですよ、積み立ててみたら、人手は要らないんです。窓口へ持ってきてもらえばいいんです。

そういう面から見ても、私は、これはやっぱり金利を二・八八というような、貸し出しは七・一%、預金金利は二・八八ですというような、そういうことに私はなつてくること自体がおかしいのじゃないのか。このところに、発想がまだ依然として、官僚的発想と言つたら悪いですが、そういうものがこの進学ローンの中で、郵政省自身の中に私は散見されるのが残念なんです。

大臣、いかがでしょう、この際、思い切つてこの辺について、同僚委員も同じようなことを言つてきているわけでありまして、私は逓信委員会全体の意見だと思ひます。この際、大臣のはつきりしたところをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(高仲優君) 御質問の御趣旨そのものは私もよくわかるわけですが、一般の積立貯金と同等あるいは上回るという積立貯金と

いうことになりまして、貸し付けの要望の少ない一般の積立貯金の需要と混淆してしまつて、各般の資金計画等に影響を及ぼすおそれがあるのかないのか、この辺の問題につきましてもある程度実施をして、その実績を見た上で検討させていただくことが妥当ではなからうか。いま現在ある制度と全く重なる形になってしまうと、有りと混同を生じる可能性もある。またさらに、有利ということになれば、皆さん金利嗜好が進んでおるという点から、一般の積立貯金と名前を変えたのと同じようになるのかもしれないのか。初めての問題でございまして、こうした点も考え、また先ほど申し上げましたように、融資を受けることができるといういわばメリットがついておる貯金であるということから、現在のような姿を考えておる次第でございまして。

○案納勝君 積立貯金制度というのは従来もある。これはいいんですよ、それで、それで年率三%ですか、二年ものでね。進学ローンというものを新設をする。その進学ローン新設した理由は、背景はこういうことなんだから、これについては、せめて積立金並みの金利をしたって、私は決して混同するようなことにならぬと思ひますよ。

しかも、これは目減り対策として国民に還元をし、郵便貯金の持つ国民の生活、福祉増進をするのにつながついていく。しかも、六・〇五ですか、いま預託金利が六・〇五だったから、集金もしないというんだったら、私は当然そのことを考えてしかるべきじゃないでしょうか。いや、メリットがあるんです、金を借りるメリットが。そんなの、国民金融公庫へ行けば幾らでも貸してくれるんじゃないですか。なぜわざわざ郵便局で貯金を積み立てをしなくちゃならぬか。このところ、まだ逆にデメリットがあるんですよ、ほかの一般の人から比べたら。積み立てをしなれば貸してくれない郵便局。国民金融公庫へ行ったら、四百五十万ですか、七十万ですか。いま郵政省の職員の平均賃金は年収三百万ちよばちよばですよ。みんな低

所得者です。そうしたら、積み立てしないで貸してくれませんか。

たとえば、いやそれは違うんだと、金融公庫へ行ったら、予算の枠があるから、貸し出しの枠があるから借りられない場合もあるかもしれない、郵便貯金の場合は、大臣があつてをすれば簡単に借りられる。しかし、この間から大蔵省の皆さんが答弁をされているのを聞きますと、これは衆議院の大蔵委員会の議事録もありまして、ほとんどこれは市中銀行で借りられないという人だつて貸すことができる、こう答弁している、徳田銀行局長が。余り大して変わりはしないじゃないですか。片方は貯金をしなくちゃならぬデメリット、貯金の金利は大変安い、積立貯金にも及ばない。何というか、たとえ二年に足らなくても、一年でも積立貯金の金利をつけてやるぐらゐのことがあつて本当じゃないでしょうか、政治の姿勢として。私はここが政治であり、大臣のやっぱり責任のあるところだと思ひますが、これに對していかでございましょうか。大した金額じゃないんです。

○國務大臣(服部安司君) 御提案申し上げて、いろいろ御審議をいただいております郵便貯金進学資金貸付制度については、私も御無理は申し上げておりますが、真剣に、内容についても、皆様方の期待にこたえられるような案がでなかつた責任は痛感をいたしております。

この交渉過程で、これは御承知のとおり政府系ですから、郵政省独自で走るわけにもまいりませんし、大蔵省当局とも折衝を続けるわけで、こういったことはまことに恥づかしいのですが、最終的には大臣が局長と會つて、この点はこうあるべきではないかというところまで詰めた記憶もあるわけであつて、御満足いただける内容でないことは十分反省いたしておりますが、私なりに最善の努力を払つたつもりでございまして。

ただ、ただいま御指摘の貯金の利率の年二・八八%はおかしいじゃないかという御意見、私はこの時点の交渉で少し錯覚を起しました。これは

もう率直に認めます。というのは、私も案納先生同様、これは預貯金協力者、いわゆる国家財源に御協力くださる国民に郵政省が報いる一つの手段だと、こういう考え方で進めてまいつたわけでありまして。決して脚を張つて、郵政省は貯金を集めるんだからこの制度をつくらなんだよんてゆめゆめ考えたことはございせん。私なりに郵便貯金制度のあり方ということも少しひもといて読んでもみましたから。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、報いたいという気持ちであつたんですが、ここで私のいわゆる誤算というのは、いま局長が御説明申し上げたとおり、いわゆるすべての預貯金者にこゝういった貸付制度ができるのではない。進学積み立てをされた方だけに限定をし貸し付けをするわけでありましてからと言われたときに、私はびつと早く受け取り過ぎたんですね。やあ、わかつた、じゃあ原案どおりに——これだつてはつきり申し上げて、当初郵政省が出した案が年二・八八%ですから……。

○案納勝君 そうそう、そのところが問題だ。

○國務大臣(服部安司君) 私は素人大臣で、これは就任と同時にこの折衝なんです。まあ省が出した案だからよろうという錯覚も、これは率直に私は認めるを得ない。そういう経緯がありまして、皆様方に私がこの本音を吐いて、時にはおしかりを受けたわけでありまして、まあこの問題も、郵政省、郵政大臣の独自で決定できるものならば、あした責任を問われても、私は、きょう決めて皆様方の御期待にこたえますという答弁もしたい気持ちでいっぱいでありまして、それぐらゐの勇氣は持っているつもりですが、やっぱり法制上、大蔵当局と折衝せねばならないという事情がありますので、私はこの委員会を通じて、十二分に意のあるところを理解できたつもりでございまして、五十四年度からこれを実施しますが、それまで最善の努力を払ひたい。

どういふ結果が出るか、これはここではつきり申し上げられませんが、私は自分のおろかさを認

めたんですから、少しでも回復するために必死の努力を払い、かように考えている次第でございます。

○案納勝君 私は大臣が、貯金法二条でいう「管理する。」このところは関係をすると思つてゐるんですよ。

そこで、次に進みます。時間がありませんので取り急ぎ。そこで、このところが大臣ね、最初の原案と違ふところなんですがね。積み立ての預金金利がいま言う二・八八%ですね。そうすると貸出金利七・一%です。先ほど矢原先生の質問に大蔵省から答弁された。わかつたようなわからないような答弁であります。基礎金利でございまして、こう言われるのです。これは私は先ほどの説明聞いても全くわからぬ。余りにも私は高過ぎると思うんですよ。郵便貯金の最高金利、定額三年以上は四・七五%です。貯金した人の利率は、これに比して全く七・一%基準金利だと言つても余りにも高いじゃないか、この進学ローンの生まれた経過から言つても。

たとえば、このところが大臣ね、郵政省の最初の原案は七%ないし七・五%と。ところが、実際に金利の引き下げがあつて〇・七五引き下げられてゐるわけですよ。それでいつたら六%台になるわけですよ、これは。だから、私はここで、ひとつ時間もありませんから、取り急ぎもう一回大蔵省にお聞きしますが、金融公庫の基準金利で六・〇五%の預託金利プラス一%程度の国民金融公庫の手数料といひますか、コストといひますか、諸経費、大体これで七・一%は妥当なところだと、こういうふうになつてゐるわけですか。俗にいうマル経と言はれるもの、あるいは政策がらみの、政策的に問題になつてゐる産業関係の融資。私の方の調べではマル経関係の方が六・八%から六・五%、政策関係の産業関係の融資は大体五%台となつてゐる。間違ひないかどうか。時間がなければ簡潔に。

○説明員(藤田恒郎君) 国民公庫の貸付金利で

ございませうけれども、国民公庫の貸し付けの大体九割ぐらいが、先ほど私が申し上げました基準金利である七・一%でございませう。先生御指摘のようには六・〇五%とか、六・五五%とかという金利はございませうが、その金利を適用してありますのは、たとえば消防法に基づいて必要に義務づけられた防災施設に対する貸し付けとか、あるいはまた中小企業近代化促進法という法律に基づきまして、中小企業庁が中小企業の近代化計画をつくる。その計画にのつとめて中小企業は近代化を図ると。いわゆるその法律で義務づけられた、または法律に根拠を持つ制度を実施するという場合には特利を適用してあります。

それから御指摘のマル経の金利でございませうが、これは現在六・六%、六月一日から六・六%に引き下げてありますが、これも御承知のように一般の金融機関が全く相手にしないようなきつめて零細な、従業員が一人、二人というような中小企業、しかも保証も担保もなく、民間の金融機関からは借り入れを行へないことが明らかであるというふうなものにつきまして、これは商工会議所の経営指導、指導員が六カ月以上その中小企業の経営指導を行ひまして、この保証、回収責任、回収と申しますか、返済能力その他の点について、経営がうまくいきそうなので十分返済能力があるといったものにつきまして融資をする制度でございませう。

したがいまして、ごく零細な中小企業、一般の中小企業と違ひまして、きつめて零細な中小企業にこういった経営指導を行わせて、経営の安定徹底を図ると、こういう趣旨からできている制度でございませうが、これにつきて六・六%という制度を設けてあります。

○案納勝君 また大臣ね、私の調べた中で、第一勧業銀行の実際に短期貸出金利、これは手形の割引貸し付けで年三・七五%、その他、手形の割引貸し付け年五・五%、信用度により〇・五%高、これは企業向けで、それで都市銀行の貸し出しの

約定平均金利がいま六・一〇二%、企業向けです、これは。個人向けはきつめて高くなつてゐます、確かに。しかし、私は、この進学ローンというのは、国が、先ほどから申し上げました昨年の郵政審議会、金利の引き下げ、さらにはもう一歩進んで福祉的性格がある国民の教育均等化、こういう問題を踏まえてのきつめて福祉政策的な施策であります。

それを、大蔵省の資金運用の枠の中で考えようとするからこういう状態になつてくるんですよ。私はここに根本的に間違ひがあるという指摘をしてゐるんであつて、郵政省が全体に資金運用部資金に影響を与えないで独自で窓口で貸し出し、これらの目的を達することが私はできると思ふんですよ。当初指摘をされたように、特種の二%程度の金を使うならば、資金運用部資金の金に影響を与えなくてもできる。たとえばいうところの郵便局から、郵政省から資金運用部資金に行つて、そして国民金融公庫へ行つて、郵便局へ行つて、国民に貸し出される。こういうめんどうな手順をなぜ経なくちゃならないのか。私は、これ自体がもうまさに大蔵官僚じゃないけれども、いずれにしても発想自体きつめて私はこれはきつてものだ、こういうふうな理解せざるを得ないんですよ。

国民を何と考へてゐるのか。庶民の一生懸命貯蓄をしてゐる人たちが、吸い上げちゃつてこれを全部財投に金を突つ込む。おまえら金利が下がるのはあたりまえだ、それは財投で何とかがうまくやるからと言つただけじゃ、もはや国民は言うこと聞かなくなつてきてゐるんですよ。

大臣、私はこの七・一%の問題について、いま言うように、なぜこういう複雑な資金経路が必要なのか。これを政策として改善をしていくならば、六%台の貸出金利、こういうものが実現できるんじゃないか、こういうふうには私は思ひます。これもまた関係委員の皆さん、先生方の御指摘をされた点であります。大臣は実行の過程を見て、こゝう言われますが、実行の過程を見なくてもはつきりしてゐるわけですね。先ほど、マル経でも六・

六%ですか、産業向けには五%台なんという、せめて進学ローンは五%台ぐらいにしてやつたつて、郵便局の金利二・八八%と比較するとコストも見られるじゃないですか、その中で、私はこれが本場の進学ローンとして、大臣がしよつてとつて立たれるなら、与野党挙げて大臣を押し上げてがんばれる問題だと思ひますよ。

私は、そのくらの決意でこの問題についてやつていただけなければ、いままでも郵政審議会でいろいろ繰返し議論をし、国民の立場で議論をしてきた。あるいは国民が三十七兆も金を郵便局に預けてゐる。後生大事に零細な預金を預けてこれを国が使つてゐるわけだ。こういう面について、私はもう少し温かい政策というものが、現在の機構や組織の枠の中から、もう一歩出ていいんじゃないか、こういうふうには考えますが、大臣いかがですか。

○國務大臣(服部安司君) 御案内のとおり、われわれは国民から集めた貯金をそのまま運用できる状態であれば、新しく立てる事業計画も大変スムーズにいけるわけだが、資金運用部資金法という法律にしばられて、なかなか意のごとくにまいらないことも御理解いただけたと思ひます。しかし、そういう中であつても、何とかこの制度を起こして、一般零細預貯金者の御期待にこたへたいという意欲で来たわけですが、結果的にはこういう方式をとらざるを得ない立場になつたわけであり、われわれはだからと言つて、もうこれですべてをあきらめてゐるわけではございませう。まあ、まことに消極的な発言かもしれませんが、一歩一歩積み上げ方式で、近い将来に所期の目的を達成するために、今後も努力を積み重ねてまいりたい。さて、勧銀の、いわゆる民間銀行の金利の御説明がありましたが、私は財政金融家でございませうので、答えに当を得てゐるかどうかわかりませんが、これは恐らくどう考えても短期融資の金利ではなからうかと私は理解するわけでありませう。案納先生は、民間金融機関でもこのとおりに行つてゐるのに、いかに社会政策上の発想でない進学

ローンであっても、事教育ではないかという点、いろいろ御指摘がありました。私はごもっともだと思います。言わんとするところは、それよりも高いとは何かという御意見だろうと思うわけであり、先ほど大蔵当局から、特別金融課長から御説明があったとおり、やっぱり片や財投の運用益、また堅実ないろいろな国民から預かった貯金の保管管理、いろいろと兼ね合わせ、しかもこれが長期になると。大体、私が原案から倍にしたわけですから、期間を、そうなりますと、やはり長期金利というのは常識的にある程度高くなるわけでごいまして、そういう点もひとつあわせて御理解いただきたい。

ただ、私は、先ほど申し上げましたとおり、十二分に御指摘の御趣旨は理解できますので、この進学ローンの実施は、御承知のとおりに来年の四月でございまして、そこまでは、運用を始めてからと申し上げているのはございせん。いわゆる運用開始までひとつ最善の努力をいたしますと、しかしいまここで、相手のあることでありますので、必ずこれを実行いたしますという約束は、おおよそこれは申し上げることは、かえって国会軽視につながる言葉だと私は信じますので、ひとつ関係機関と緊密な連携をとりつつ、この当委員会において御指摘の問題を、御意見を、十二分に踏まえて努力を払い、かように考えている次第でございます。

○案納勝君 これ以上大臣に答弁を求めましても無理だと思ひます。

そこで、大臣ね、もう一回私は繰り返して言っておきますが、先ほど私が第一勧銀で言ったやつは、これは短期、長期入れて平均金利が六・一二％、企業貸し出しです。私はね、いつものことながら、金利の引き下げについて、大企業は、切り下げのために先ほど言われたように大変金利負担が安くなり、割引手形やあるいは有利子の負担というものが少なくなる。軽減されてくるわけですね。その分を庶民の零細な郵便貯金や、その他個人預金から全部吸い上げられるわけですね。そして、

国民は借りようと思つても借りられないんですよ。預けるばかり。吸い上げられて預けるばかり。そして、大企業は金利負担が安くなって、いま言うように、企業向けの金利は五％から六％。今度は郵便貯金をしている人が、何とか、メリットじゃないけれども、わしらの気持ちをくんで進学ローンを一つつくれたらどうか、さあ行ったら貯金をしなさいと、あなたは。その貯金の利子はたった二・八八％ですよ。借りたら、今度は七・一％ですよ。金は吸い上げられる、金利は引き下げられる、大企業は安くやられるわと言つたら、これほど世の中矛盾はありませんよ。

このことが、やはり政治的問題になつていくわけですよ。進学ローンの発想が全く逆転をしていくというのは、発想が変わつたというのは、そこにあるわけですね。私は、大蔵大臣が来たら、まずそこをどうするかを少し申し上げようと思つてゐるんです。

時間もありませんからね、もう簡単に、あと、実は保証人の場合は、先ほど理事会でも問題になりましたが、例の母子家庭、あるいは交通遺児家庭、これは進学に当たって一番困つてゐるわけでありまして。それで、私は、これは衆議院の大蔵委員会の質疑の経過、あるいは当委員会の経過をずっと振り返つてみまして、郵便貯金の場合は、要するに積み立てをした人は、大臣のあつせんによって借りられるわけですね。このあつせんというのは大変大きな意味を持つてゐるというふうに、徳田銀行局長は言つてゐます。これは証明書なんだと、何年間問題なく金が積み立てられたという、それに基づいて大臣があつせんをしたという、これは証明書であつて、これは貸しますと、こういうこと。

そこで、それでは今度は、貯金もできない、そういう人たちに對してどうするのかと、こういう質問に對して、金融公庫で低所得者に貸します。銀行で貸さないという人であつても、これは国民金融公庫で貸します。こういう答弁が行われてゐるんです。ということは、申し込みをし、そして

申し込んだ場合には、その審査ということが行われることになつてゐますが、いまも言つたように、一番困つてゐる母子家庭や交通遺児家庭については、これらの人々も借りられる措置、こういう措置が私はこの進学ローンの中に明確にできるのかどうか。ここで約束できるかどうか。これは、後ほど大蔵大臣もお見えになると思いますが、いや、大蔵省も来ていますから、この辺についてはつきりひとつお約束をいただきたい。これは第一点であります。

第二点は、保証人の問題なんです。これで終わりますが、いま申し上げた関連です、保証人をつけなくちゃならぬと。私は、いま申し上げた母子家庭にしても交通遺児家庭にしても、ましてや貯金を積み立ててゐる人について、先ほど私、申し上げましたように、大蔵委員会での徳田銀行局長の答弁をかりるならば、大臣のあつせんは証明なんだから、重要な意味を持つてゐます。したがつて、これについては国民金融公庫は書面審査になります。貸しますと、こういう言い方になつてゐる。だとするならば、保証人は要らないんじゃないか。二年間問題なく積み立てをやつてきたという人ならば、あつせんが重要な意味を持つてゐるならば、あつせんが重要な意味を持つてゐるならば、保証人なんて要らないんじゃないか、こういうふうに私は思ひます。

この保証人問題については、先ほど金利の問題で大臣から答弁ありましたように、再度御検討いただいて、実行までの間に、いよいよ貸し出しが始まるまでの間に、この問題についてもう一回、この改善措置についてとつていただくことができればどうか、あわせてこの二点について、御答弁をいただきたい。第一点目については、大蔵省の方からもあわせて御答弁いただきたいと思ひます。

○説明員(藤田恒郎君) まず、第一点の母子家庭、あるいは交通遺児家庭の問題でございますが、私どもは、この進学ローンの対象として、当然母子家庭とか交通遺児家庭が、入るとか入らないと

かという問題として議論してゐるわけではございません。やはり財政資金を預かつて融資をするというたてまえをつくつております以上、返済能力というところは、まず一つの問題であらうかと思ひます。そういう意味では、母子家庭であつても交通遺児家庭であつても、返済能力があると認められる場合には、国民公庫は融資をするというのが原則でございます。

それから第二番目の、郵便貯金をした交通遺児あるいは母子家庭についてどうかという問題でございますが、これは……

○案納勝君 それは別だ。それはいいよ、答弁しなくて。

○説明員(藤田恒郎君) それでは第三番目の保証人の問題でございますが、これも、財政資金を使つて融資しております以上、保証人を一名出していただくというのは大原則でございます。国民公庫のもろもろの貸し付けにつきましても全部保証人を徴しております。政府系の金融機関で保証人を徴してゐないのは、先ほどのマル経だけでございます。したがつて、今回につきましても保証人を徴するというところで考えておりますけれども、なかなか進学資金の貸し付けに当たりまして、保証人を採ってくるというのは、非常に困難な点も多いというところは、われわれも十分承知しておりますので、今後、この保証人にかゝる保証機関、そういうものの設立につきましては、十分検討したいと思ひます。

それから、衆議院の大蔵委員会で、銀行局長が、郵政大臣のあつせんは重要な意味を持つてゐるという答弁をしてありますが、これは郵政大臣のあつせんが進学資金の貸し付けの前提となる、条件となるという意味で重大だと申し上げておるわけでございます。しかし、私どももいたしましては、国民公庫が審査あるいは回収その他の責任を持つておりますので、郵政大臣のあつせんがございました場合でも、金融審査という面では返済能力が確実かどうかという審査をいたします。しかし、郵政大臣のあつせんは、郵便貯金が瑕疵なく

○**案納勝君**　これが大臣ね、このところか余り長く時間をとりたくはありませんが、国民の貯蓄手段を提供し、零細な貯蓄に利便を与える、これはそのとおりだと思います。

しかし、もう一つ、また大臣が指摘をされました今日の財投の主要な財源として大きな役割りを果たしておるといふのを、これを否定するものではありません。しかし、貯金法の第一条にありますように、国民生活の安定を図ることについて、これは私は零細な個人貯金、しかも九九・二％、そういう範囲の個人が郵便貯金を通じて貯金をすると同時に、この貯金をしているというのは、将来の不安に備え、そのための貯金というのが実は大きなウエートを占めているのは御存じのとおりです。この国民の生活の安定、こういうも

のをどういうふうに守っていくのかというのが政治の責任だと思ふ。その点については、大蔵大臣は特段触れられませんが、私はやはり金を集めるだけ集めて、金を使うだけでなくて、このことについてきちんとしたやはり理解を持っていただかなくちやいかぬ、私はこういうふうに思いますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(村山達雄君) 政治の最高の問題は、国民生活の安定にあると思つておるのでございませう。その意味では、あらゆる問題が、財政も金融もやはりそのことが一番大事だと思つておるのでございませう。そのためには、やはり今日のな問題で申しますれば、何よりも景気を振興いたしまして雇用不安をなくすと、あるいはインフレを防止するとか、そういう各般の施策を通じて経済の発展と安定、それがすなわち私は国民生活の安定の基礎をなすと思つておるのでございませう。

先ほど、私は二つの面を強調いたしました、やはり国民大衆が郵便貯金をやっておると、それぞれの預金者の動機はいろいろありましようけれども、結局におきましてそのことは、その資金の使い方、あるいは利率の決め方、こういうところはやはり国民生活の安定を目指してやっておるわけでございませう。したがって、物価の問題から景気の問題、そういうものを広く、やはり郵便貯金を使うときにはそういった点に多くの配慮をしなければならぬ、かように思つておるところでございませう。

○案納勝君 大臣がそういう答弁をされると、それではいまの経済はどうだと、こう聞きたいんですが、こう聞くと時間がかかりますから。ただ、大臣、あなたの発想でいくと、確かに金を集める、簡易な貯蓄手段を提供する、そしてこの金を使って国民生活の安定を図る、これがある意味では貯金預金者の生活の安定というふうにながらんだと、こういうふうに言われる。私はある面ではそのことは否定をしてはいるわけではない。今日の財政資金の、しかも政治、政策上きわめて重要な第二予算化している財政資金の中心に

なつてゐることも否定するわけでない。

ただ、大臣、一つ忘れてはいないかと思ふのは、国民全体として生活の安定を図り経済の安定を図つていくというのは、これは政治の大道でしよう。しかし実際に零細な貯金をしている貯金預金者の保護、利便というのを抜きにして、私はその人たちに對してどういう利便を、あるいは保護を、利益の増進を図るのかを抜きにして、私は、金だけ集めます、集めた金は政府が勝手に使いますだけでは、私は解決しないと思ふんです。いかがでございませうか。

○国務大臣(村山達雄君) その問題に即して申し上げますと、何よりも消費者物価の安定ではなからうか、つまり零細な預金でございませうから、それが元本の目減りを来たすことがないように何より配慮しなければならぬ、私はそれが第一義的な問題ではないかと思つておるのでございませう。幸いにいたしまして、今日物価は、先進国の中で最も安定いたしておるのは御同慶の至りでございませうけれども、この問題は忘れてはならぬと思つてございませう。

同時にまた、零細な預金でございませうから、それを安全な運用をしなければならぬ。そしてまた、できれば財投の趣旨に従ひまして、国民生活の安定する方向、いまだ申しますればやはり日本全体の経済を引っ張る意味で民間金融に頼れないところに持つていく、これも間接的ではありますけれども、やはり郵便貯金というものの趣旨にある程度かなつておるんではないかと、かように思つております。

○案納勝君 余りこれだけやっても意味ありませんが、そこでお尋ねしますが、去る三月に郵便貯金に関する調査研究会というのがありまして、中間報告を、これは郵政大臣になりますか、郵政省に提出をしておる。これは郵便貯金に関する将来の展望をいし今日の問題について研究してもらふ機関だと思ひます。これによりまして、パーソナル・ファイナンスの重要性、すなわち貯蓄、負債、送金、決済などを含む個人の金融活動に奉仕

すべきことを指摘しておるわけでありませう。これは今日の変化をしてきてゐる国民の新しい意識といひますか、ニーズといひますか、こういうものの中から私は出てきてゐる中身だと思ひます。大蔵大臣はこれは御存じでしょうか。また御存じならばどのように受けとめられておられるのか。現状のままで国民の意識の変化しているこれらのニーズにこたえられるというふうにお考えになつておられるのか、この辺についてお尋ねいたします。

○国務大臣(村山達雄君) いまちよつと聞き漏らしたんですが、五十二年四月の答申でございませうか。

○案納勝君 五十二年三月です。

○国務大臣(村山達雄君) そのことは、郵政審議会の方の要望事項その他は存じていますが、いまおっしゃつたのはそれとは違つてございませうか。

○案納勝君 違います。

○国務大臣(村山達雄君) それはいま存じておりませう。

○案納勝君 これは御存じでなければ、私はまあこれ以上は、ぜひひとつ金融機関といひますが、財政の元締めとして、私はぜひこれは検討していただきたい。要するに、いまだ貯金をするだけ、そういう貯蓄銀行的な郵便貯金、それでは国民のニーズにこたへることができないという、そういう面での提言になってゐます。私はこれは将来の為替貯金事業の方向をある程度示していくものと理解をします。したがって、大臣が知らないというならば、これはもうこれ以上あれしもしようがありませんので、これは郵政省にお尋ねをした方がいひませう。

郵政省としてはどういふふうにかこれを受けとめておられるか、簡単に答へてください。

○政府委員(高仲優君) 御指摘のように昨年の三月、郵便貯金に関する調査研究会の中間報告が行われました。パーソナル・ファイナンスといふものの重要性といふことが言及され、この研究会

につきましては、その後議事を進めておりまして、近々と申しますか、来月、再来月までには結論が出るのではないかとと思ひますが、これは大学の先生にお願ひいたしてやつております研究会でございませう。そうした意味合ひでは、いろいろ示唆に富む意見が多々あるものと考へておりまして、この提言を踏まえまして、郵便貯金の今後のあり方を研究を進めていきたいと思つておる次第でございませう。

○案納勝君 それじや次に進みますが、昨年の五月、そして九月、そして今回と、約一年の間に二・二五%金利の引き下げが行われました。大臣も御存じだと思ひますが、これに伴つて郵政審議会は、三回にわたつて金利引き下げに伴う答申の中で、零細な国民の貯蓄の目減りについて、これらについての国民の利益を保護する立場での意見が答申をされてゐる。

私は今回の進歩ローンを通じて、先ほどの委員会、当初の進歩ローンの発想、背景というのが変化をしてきたと、こういうふうにし上げました。いつものことながら、大企業が利下げのたびに借入金や割引手形など、有利子負担といひますが、軽くなつて、その分、庶民の預金利息から削られていく、こういうことを繰り返してきてゐるわけだ。

大臣が先ほどおっしゃいましたが、国民生活の安定が第一義という、国民生活の不況や、国民生活の安定のために、そういう名目で金利は引き下げられますが、しかしながら、さつぱり景気はよくなるまいという現状です。もし庶民が、これらの銀行やあるいは金融機関から借りやすい形で借りられてゐるならば、金利が下げられてもまだそれは私はいんじやないかと思ひます。しかしながら、今日の日本の社会の中で、悪いところは、庶民には金を貸さない、企業には低利で貸すという一方交通的な、そういう仕組みになってゐます。いつも預ける側の庶民が一方的に損するといふ仕組みになつてゐる。その飛ばつちが常に郵便貯金の利下げに実はかかわつてゐるわけだ。ここ

に多くの庶民、国民からこの金利引き下げの問題について批判が出され、それで郵政審議会の答申となつてあらわれ、進学ローンの最初のスタートの背景になった。

また、今回についても、郵政大臣は千五百万円の退職金の何ですか、そういう案が提起をされている。そういうことが、私は、国民の強い批判や意見の中で今日まで繰り返されてきている。郵便局というのは、昔から、銀行に入りに入ることができなかった庶民の人たち、あるいは地方住民の人の貯蓄銀行的な、庶民銀行的な役割りを果たしてきたんですね、歴史的に。それも金を集めるだけ集めて庶民には貸さないという郵便貯金事業というの、不合理なものなのか。この郵便貯金の財投の中心的役割りを担っているのは、先ほど大臣がおっしゃったとおり、私たちもこれは認めます。しかし、毎年財投計画に従つて政府機関に、そして企業などに低利で貸し付ける、投融資される。長引く今日の不況の中で、さらに税収は落ち込みが激しくて赤字国債という状態になっている。そこで、大量に赤字国債を発行しなくちゃならない、こういう中で、第二予算として位置づけられるような重大な役割りを果たしていることも、これも私も十分承知をしています。

こういう中で、郵便貯金というのは、働いている三十万の郵政省の職員がいますが、この中で、実際に第一線になつて働いていてる人たちは、まさに郵貯をふやせ、ふやせの大合唱になつてきている。そして民間競合だといって非難を受ける。こういう状態に今日置かれておるわけですね。庶民はためるだけで、金は大蔵省が使う。金利は、大企業の犠牲になつて引き下げられる。そしてふやせふやせとやられる。今日、郵便貯金事業にまつわる仕組み、情勢というのはこういう状態になつてゐるんです。

これに反して、国民一般がいざ金を貸してくれと言つてもなかなか貸してくれない仕組みになつていますから、今日、民間の金融機関でも、住宅や車には貸します。しかし、大臣も御存じのよう

に、欧米諸国に比べてみて、アメリカでも比較をすればよくわかりますが、民間金融機関の中で消費金融つまり個人融資の総支出に占めるこの割合というのは、五十二年の十二月現在で、個人融資は全国銀行で八・一％しかない、金額で九兆円にしかならない。住宅を除くローンは〇・四％にしかならない。こういうところに庶民が常に犠牲になつてきている今日の、私は、是正をし、改善をしていかなければならない金融政策上の問題があるような気がします。アメリカでは三〇％を超している。欧米諸国、ヨーロッパの各国についても、アメリカほどはとてつもない現況です。

そういう中で実はこの進学ローンというのが出てきたわけですね、大臣御存じのように。だから、たとえば先ほど論議をしましたが、郵政省自身、私たち自身主張したのも、これはあるいは郵政審議会も、財投の資金に直接影響を与えるようなこととでなくして、たとえば増加額の二・二％ぐらゐならば、直接こういう庶民の人たちの利益を守つていくという立場で、目減りを解消するという意味で、国民のニーズにこたへるという意味で、進学ローンの貸し出しをしたらどうか。せめてそのくらいのことをしていくのが政治ではないかというので、実はそういう提案になつてきたと思ひます。

ところが、今日見ますと、私は、事実上大蔵省の制度上の枠の中に、あるいは組織の中で、内容的には全く国民の期待に反した内容になつていて、こういう理解のとおりやうがない。金利は、預金をすれば二・八八％、借りれば七・一％。大企業が、今回の金利の引き下げに伴つて民間企業に貸し出している金利は、六％強ぐらゐである。ここに第一相互銀行の資料がありますが、あるいは国民金融公庫ですらマル経というやつは六・六％、あるいは産業政策的な問題のかかわる問題については五・五％。そういう中で国民が借りる、そういう意味での国民の福祉を増進をする、利益を増進をするという進学ローンについては、七・一％の金利

しかつけれない。こういうあり方というのは、私は、まさに今日ここに提案されているというのは、国民の期待にこたへられるものではない、こういうふうには理解できない。

せめて預金金利を大幅に、積立貯金並みに引き上げてもらつて、さらには貸出金利はできるだけ低位に置く。こういうことが、大蔵大臣、さらに一歩進んで進学ローンの創設された趣旨、背景からして、もっと具体的に前に出すことができないのかどうか。政策的に前に出ることができないのかどうか。

私は、このまゝいままですと、今日の仕組みの中では、とかく悲劇を重ねておりますサラリーローンといひますか、サラリーマン金融、こういうものが出てくる必然性を財政経済政策の中にみずから、政府自身がつくつてきた。こういうふうにか私は受け取れない。郵便貯金というもののについて、本当に国民生活を守つていくという意味での制度というものを、貯金からみずから貸し出しができる。金を集めるだけでなく国民に一定の還元ができる、こういう道筋を私はこれを契機にして一歩前に出るべきだと思ひますが、大蔵大臣、一連私が申し上げましたが、これらについてどのようにお考えになつてゐるか、ひとつ御見解をお聞かせをいただきたい。

○国務大臣(村山達雄君) ただいまの御質問で、三点ぐらゐに問題をしぼりましてお答えいたしましたと思ひます。

言うまでもございせんけれども、オイルショック以降、各国、いまいは不況の調整時代に入つてゐるわけにございします。その中で公共部門、それから企業部門、家計部門と大きく分けて、日本の場合、どこが一番まゐっているかといひますと、言うまでもございせんが、企業部門とそれから公共部門、これが大変な状況であることは御承知のとおりでございします。自由主義経済でございしますので、何と申しましても、所得発生場であります私企業がやはり力をつけてまいりませんと、結局回り回りを個人生活の安定

ということとは望むべくもないのでございします。今日実施しております財政金融政策は、その問題に焦点をしぼりまして、それがやがて回りまわして個人の生活の安定と繁栄につながる、こういう確信のもとにいま政策を進めていましてございします。

第二点の問題でございしますが、ただ預金するだけで借りられないということはどうもぐあいが悪いんじゃないかというお話でございします。しかし、これは日本の郵便貯金の制度というものが世界にその比を見ない独特のシステムであるということも御理解いただきたいのでございします。御承知のように預入限度が決まっております。そして、これは官営でやっております。金利につきましても、これは免税でございします。金利につきましても、いろいろその都度郵政大臣を煩わして、そして御協調願つてゐるわけにございしますけれども、やはり税に對しましては一種の独特の地歩を占めてゐるわけにございします。われわれの願ひとするところは、民間の金融も、またその補完的な問題であります財政投融資関係、またその原資であります郵便貯金も、そろつてやはり伸びていくことが最も望ましいのでございします。委員も御案内のように、昨年の実績の貯蓄増加率を見ますと、大体郵便貯金は二割四分ぐらゐ、一般は大体一割二分ぐらゐの伸びでございします。だから、こういうことを考えますと、与信業務をやるということにつきましては、やはり多くの問題を含んでいるということとをひとつ御理解願ひたいのでございします。

第三番目は、さしあたり問題になつております進学ローンの問題でございします。郵政審議会あるいは郵政省の方から、今年度の予算編成に關しまして、一般の民間金融機関からは入学金が借りにくい人々について、進学ローンの考え方が出まされたことはわれわれも大いに多としてゐるところでございします。しかし、ただいま申し上げたような事情からいたしまして、便政省と大蔵省で意見調整いたしましたので、そして郵政省あるいは郵政審議会でお考えになりましたこの考えを何とか

して生かしたいと、しかし、そのためにはやはり財投の一元化の問題があり、あるいは与信業務をさらに郵便局に負わせることは、行政簡素化の点からいってあるのか、こういうことを考えましてやりまされたのが今度の制度でございまして、案は御案内のとおり二本立てになっているわけでございます。

利率の問題につきまして、七・一％というのは、ほかの弱者対策の貸し付け利率に対してもちよつと勉強できないのかと、こういうことでございませうけれども、これは金融制度としてまず発足させたいという考えでございまして、御案内のように財投の方の原資は六・〇五％でございまして、七・一％と言いますと、もうぎりぎりの線であるわけでございます。民間は御案内のように八・八八でございまして、約二％の差がある。私たちは二％の差というものは相当大きなメリットであると思うのでございまして、そういうことを考えまして、今度は一つは金融という制度の中でぎりぎりひとつやろうじやないかと、こういう発想で、郵政省とも十分お打ち合わせいたしまして御審議を賜っているところでございまして。

○案納勝君 大臣、これ時間が私はないんで、大臣も二時間しかこへおられませんか、それはいまの点については多くの問題がありますから、それを繰り返してやっていきますと時間がありませんので、改めてほかのところでもやらせていただきますが、大臣のいまのお答えの中に、零細貯蓄についての優遇策というの、これを大事にしたいという、そういうものが一つも出てきてない、私が聞いておいても、今日庶民が置かれている、国民が置かれている、そして郵便貯金の中における九・二％という庶民の零細貯蓄、この思いやりというのが全くないというのは残念だと思ふんです。

私は、ここでもう一回聞きます。零細貯蓄に対する優遇策というのは、欧米諸国の場合にも、個人貯蓄と企業預金というのについて、切り離していろいろの優遇策がとられております。今日一

つの趨勢になっているものです。これは日銀の報告書の中にも明らかにしている。ここで読み返しはいたしません、大臣としても御存じだと思ひます。

確かにいま大臣が言われましたように、郵便貯金及び銀行など、いわゆるマル優に対する非課税制度が郵便貯金にはあります。しかしながら、貯蓄の元本が今日のように目減りしている現状においては、余りこれは意味がないんじゃないですか。昨年の経済白書で、減速経済下においてもわが国の高貯蓄性は依然続いている、こういうふうな指摘をしているが、今日もお話している。しかし日銀の貯蓄増強中央委員会から発表された貯金に関する世論調査では、国民が貯蓄を目的としている主要なものが病氣や不時の災害に備えるもの、子供の教育費、結婚資金、老後の生活のため、土地、家屋の買入れのためと、こういうことで、特に病氣や不時の災害に備えるもの七九・六％に上ると報告をされている。

国民は余裕があつて貯金をしているのではない。余裕があつて貯金をしているんならば、それは目減りをしようと思つて、国はどうぞお使いなさいと。社会保障制度が今日の段階でまだ十分でないだけに、国民が先行きの不安を感じて、貧しい中から貯金をしてる零細貯金でありまして、こういう中で私は、この貯蓄を中心にして生活を持続していくというものが不可欠な関係にあることを考えて、政治というのは、そういうものを保護していくというものがなければ成り立つていかならんじやないでしょうか。これらの貯蓄の実態からして、これらの生活維持に必要な一定額までの貯蓄、零細貯蓄についての保護政策というもの、私は、目減りからこういうものを保護していくという施策が、今日十分なされなければならぬではないか。

この一環として出されてきたのが、中途半端であつても進学ローン。あるいは進学ローンじやなくして個人貯蓄と事業用の預金との区別をつけて、これについて優遇措置をとっていくという政

策のあり方というのは、私はこの際、明確に政策を打ち出してしかるべきでないかと思うんですが、大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(村山達雄君) 日本の貯蓄性向が高いことは事実でございます。大体オイルショックの前でございまして二〇％ぐらいでございまして、オイルショック以降、いろんな原因が挙げられまして、今日も大体二五％ぐらいに上がつておりまして、今日は若干下がったと思ひますけれども、なお二三・四％に上つております。先進国の中では最も高い方に属しておりますのでございまして。預金をしてる方々のアンケート調査をいたしますと、いま御指摘のように、将来の不時の出費に備えて、あるいは子供の学校のために備える、あるいはまた家屋の建設資金に充てる、あるいは老後の保障、これがほとんど例外なく一位から四位まで占めておることはよく承知しているものでございまして。

ただ、ほかの国でも同じような需要は私はあると思うのでございまして、日本でもどうしてこんなに高いのか。いろんな説がございまして。御案内のように今日の年金は、もつていける人から言いますと世界的水準に達しております。大体、厚生年金では十五万四千円ぐらいに標準世帯でなっておりますから、私は、もつていける人から言いますと、これは老齢化の關係でございまして、給付水準としてはやはり世界に大体比して遜色のないところに来ておると思つております。家屋につきましては、おっしゃるやうに世界水準から見ますと、私はまだずっと低いと思つておるのでございまして。

どうしてもやはり日本人と申しますが、一つの考え方は、よく言われるのでございまして、日本人はラテン民族なんかと違ひまして、今日の楽しみよりは将来に備へるという一つの民族性があるんじゃないか。あるいはまた、ある説をなす人は、貯蓄も消費も大体可処分所得に比例するんだ、だから税金が低いとか、あるいは強制的な社会保険料が低いということが、やはり相対的に貯蓄を高

くしているゆえんであるという説をなす学者もおるのでございまして。

いずれも一面の真理を含んでいると思うのでございまして、いずれにいたしましてもこの問題は、貯蓄をせよとか、あるいは消費をせよということではなくて、それぞれの家計が最も賢明に選択すべき問題である。そしてその選択の結果出てまいりました貯蓄というものを、一体どのように国民経済的に使わしていただくことが最終的にわれわれの、国民の幸せにつながるか、そういう問題として私たちが考えておるところなのでございまして。そういう意味で申しますと、これから消費を勧めるとか、あるいは貯蓄を勧めるということは、これは私は家計の選択の問題だろつと思ひます。

それから、先ほど案納委員が言われました、まだ消費者ローンというものがあるに少ない。事実でございまして。これは私は時代の趨勢によりまして、やはり自然とニーズが出てくるのであろうと思つておるのでございまして。そういう意味で去年あたりから、各民間の金融機関も相次いで教育ローンを実施いたしているのでもございまして、これも私は強制すべき話ではなくて、自然にそういうニーズが出てきたときに、いかに対応していくかという問題であらうと思ひます。これから、いまの企業状況がこのようでございますので、私は消費者金融のウェットはだんだん大きくなってくる。住宅ローンを別にいたしますと、今度の進学ローンもその一つのあらわれである。われわれは民間金融の教育ローンを知っておりますので、それとはかなり格差をつけたところで、そして民間金融ではなかなか得られない人たちに對して、いかに対処すべきか、こういう問題意識で今度取り上げさせていただいている、こういうことでございまして。

○案納勝君 大変な問題が答弁の中にあるんだが、時間がありませんので、最後に大蔵大臣にお聞きします。

ゆうゆうローンの限度額ですね、これは郵政大臣が本来は所管でしょうが、これは郵政大臣だけ

では決められないでしょうから。貸付限度額が今度五十万に引き上げになりましたね。この制度というのは、大蔵大臣が衆議院の大蔵委員会でも答弁をされていますが、貯金の払い戻しにかわる一時的な貸し付けなんですね。そうなりますと、財政原資への影響は全くないと言ってもいいんじゃないでしょうか。この際、この限度額を廃止して、担保するうち預金額の九割以内は貸すという、そういうことにすべきじゃないでしょうか。

これは大臣が、衆議院の五月九日の大蔵委員会でお答えになつています。進学ローンの性質の違いというやつです。私の言うのとおりだったら、五十万なんという、三十万、五十万というような制限をつけないで九割までは貸す、これは自分の貯金を払い戻すやり方ですから一時的なものですから。ここに五十万なんというのの意味はないと思います。これについて、大臣、最後ですが、はつきり、ひとつそういうふうな九割以内については制限をつけない、こういう御回答をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(村山達雄君) 私は、財政金融という問題は、まあ理論問題であると同時に、すぐれて現実問題だと思つておるのでございます。そういう意味で言いますと、實際ゆるゆるローンを借りている人の平均を調べていただきますと、大体八万円ぐらいだという平均が出ておりますので、いまのところその必要はないのではなからうか、かように考えております。

○案納勝君 それは抑えられているから、八万円ぐらいで。しかし、自分が貯金をしていっているやつですから、いすれにしても払い戻しにかわる一時的なものですから、私はそういう措置をとつてしかるべきだと。しかし、ここで時間がなくなりましてもうまことに残念なんです、いすれこの問題については、決算あるいは予算委員会等を含めまして、さらに大臣の見解をお聞きしていきたいと思ひます。

大臣、最後ですから私の方の意見だけ、大臣のお気持ちを聞くために申し上げておきたいと思ひます。

います。中身に入ることではできませんでしたが、いすれにいたしましても貯金金計の赤字の問題もありました。これは、私は郵便貯金事業の中の責任でなくて、大蔵省の責任だと思ひます。これは単に郵政省だけの責任ではありません。速やかに私は大蔵省の責任でこの累積赤字については解消をしてもらいたいと思ひます。

あわせて、先ほど私が申し上げましたように、進学ローンが出てきた、国民の新しい変化、そういうものを速やかにキャッチして政策の上へ生かしていく、大蔵省のなわ張りの中で問題を解決しようとしても、今後解決がでないという、そういう意味の一端が実は進学ローンに私はあらわれてきたと思ひます。金利の引き下げがともに庶民にかかってくる、こういうことでは、私は今後について、郵便貯金の零細な貯金を預けている国民の利益は守つていくことはできない。郵便貯金事業、そして国民の零細な貯金をどうやって保護していくのか、こういう立場に立つての今後の取り組みを、大胆に、やはり従来の仕組みの中からみ出してでもそれを取り上げていくのが、国民の新しいニーズにこたえる道だと思ひます。

大蔵大臣、指摘をされています。今回の進学ローンについての問題は、整理をされています。この辺について、郵政大臣その他との御協議もあるでしょうが、前向きで取り組んでいただくことを特段に要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○中野明君 せっかく大蔵大臣おいででございますので、私、最初に、昨年から本年にかけて、前後三回にわたつて郵便貯金の金利を引き下げられました。その都度、大蔵大臣は郵政大臣に金利引き下げの要請をなさつたわけでありましたが、大蔵大臣として、このような金利引き下げの要請をされた当事者として、御所見を最初にお伺ひをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(村山達雄君) 今日の日本の何よりの急務は、私は、景気を回復し、それを着実な回復軌道に乗せていくことにあると思ひますのでござ

います。そういう意味で、最近におきます資金需給の現状から見まして、また消費者物価の安定等を考えまして、一般的に金利を、戦後最低の水準に引き下げていただいたのでございします。

この問題は、三十何兆という大きな資金量を持つております郵政省の御協力なくしては、これではできない相談でございします。そういう意味で、郵政省にお願ひし、郵政審議会の委員の方々を煩わしまして、そしてぜひひとつ御協力をお願いいたしたいと、かようにお願いしたところでございします。

幸いにして御理解賜りまして、いま金融政策が着々とその実を結びつつあることを、非常に喜んでるわけでございます。同時に、この機会に、厚く感謝申し上げたいと思ひます。

○中野明君 郵政審議会も理解をしたという意味のお話でございしますが、無条件で理解をするんではございしません。その点はぜひ御認識の中に入つておいていただきたいと思ひます。この郵便は、先ほど来話がありましたように、この郵便は、財政投融資の原資として非常に政府、財政当局者としてもありがたい原資だと、このように御理解をなさつていられると思ひますが、この郵便貯金に対して、先ほど来話が出ておりますように、もうそろそろ、一定の制限額を設けて、そして貸付制度をするべきじゃないかという、そういう時期が迫つてくる。また現実に貯金者の気持ちも、そういう方向に進んでいるというふうに私は受けとめております。

とにかく、大臣も御承知のように、サラリーローンというのが最近目立ってふえてまいりました。いろいろと悲惨な報道がなされている中に、なおかつサラリーローンに足を運んでいる人が後を絶たないというこの現実、これは非常に小口の融資、これがなかなか手近なところでない、そういうところからこういうものが発生してきていると私も受けとめていられるわけです。こういう実情から考へまして、郵便貯金の、当初予定したよりはいろいろ職員の方々の努力でふえた分の何割か

でも、いわゆる限度額を設けて、三万とか五万とか、そういう小口の融資というものを郵政省でやはり取り扱うことが、これがこの預金者の利益を守る、こういうことに通じるんではないかという考えを私持つておりますが、この点、大蔵大臣の御意見をお聞きしたい。

○國務大臣(村山達雄君) 先ほどもお話し申し上げましたように、いま民間の金融機関も、こういう不況の際でございしますので、公共性の上に立ちまして、預金、貸し金の利ざやはいま都銀はもうマイナスでございします。しかし、それはやはり公共性がありますので、われわれとしては、この際こそ民間の金融機関もやはり社会的な使命を果たすべきだと、こういうことで指導をいたしているものでございします。

郵便貯金につきましては、先ほど申しましたような民間金融機関との競合関係がございします。したがって、その問題を解決しないままに郵便局から直接与信業務をやるといふことは、全体の今日の体制のもていかかであらうかと、その点について私たちは疑問を持つておるのでございします。率直に申しまして、しかし、おっしゃるよう民間金融ではどうしてもやれない、補完的な金融が必要であることも私は委員と同感でございします。そういう意味で、いわば郵便貯金の原資をいただきまして、そして御案内のようなものもろのいわば谷間にありますところの金融を、いま埋めている状況でございします。

今度の進学ローンは、いわば消費者ローンの第一歩を今度はこのような形で提案させていただきました。ただだんだん消費者金融という社会的ニーズが私は高まってくるのではないかと、そういう意味では、いま中野さんがおっしゃいましたような点を十分踏まえながら、これで終わることなく、今後のニーズがどうなるか、それに対して、一体、郵便貯金その他を原資とするところの財投というものが、どのような役割りを果たしていくのか、これは真剣に考えてまいらねばならぬ、かように思つて

ところでございます。

○中野明君 特に今回、郵政大臣、過日米の当委員会の答弁でも、非常に御苦心をされた跡が私どももありありとわかるわけですが、郵政大臣としては、貯金者の利益保護という郵貯法の精神というものを、これをもう最大限に認識をして、今後とも努力をなさっていくことと私、思うわけです。

こういう点について、郵政省でいろいろと、これからの貯金者の利益保護のために考えていくんですが、大蔵省として、こういう点について、やはり大蔵省も財投の原資を郵貯から賄っておるわけですので、その辺について協力をしていくというんです。郵政省が貯金者の保護をするために考えていく施策について、これは協力の姿勢でおられるかどうかですね、もうその辺がはくは非常に、今回の進学ローンにつきましても、何かしら、郵政省の方からこの進学ローンののろしが上がってくる、それらやはり現状の中ではちよつとぐあいが悪いということ、厄介な手順を経て国民金融公庫から郵政省に委託をする、まあこういうような厄介なことになっておるわけです。その辺、今後の大蔵省のお考え方、これをこの際、お聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) 今度の進学ローンにつきましても、先ほども申しましたように、私は、非常に発想はすばらしいと思つたのでございまして、ただ、いろんな制度上の問題がございまして、調整をさせていただきます。私と服部大臣の間では何の隔意もなく、もうフランクに話し合ひまして、そして今度のような案にまとまつたことは非常にありがたいと思つておるのでござい

ます。

○中野明君 今回のこの進学ローンにつきまして

は、私どもも非常に不満ではございまして。当初われわれが考えておつたのと違ひますので非常に不満であります。郵便局の窓口でとにかく借りられるということになったと、この一点は前向きに私どもも前進だと、こうとらえておる次第であります。この中身につきまして、これ、返済期間が非常に短いとか、いろいろ議論が出てゐるわけですが、この返済期間をお決めた根拠ですが、これは大蔵大臣、国民金融公庫と両方で貸し出していくわけなんです。この返済期間をこんな短くされたその理由は、どこにござい

ますか。

○国務大臣(村山達雄君) これは当初いろいろな案がございまして、最初はまあ二年という案もあつたわけでございまして、やはり金融制度にのつけるわけでございまして、やはり在学期間に延ばして、そして一時の返済負担をできるだけ軽くした方がいんじやないか、こういうことで、そうかといつて、入学金を借りるんでござい

ます。据え置き期間まあ一年にいたしましたのでござい

ます。実際問題として考えてみますと、まあこれは本人または保護者の方が多分――弁済能力は恐らくそこに、主として私はやはり保護者の方にあるだろうと思つてござい

ます。五万といひまして、あるいは五十四万として、で、三十六カ月で割りますと二万三千円ぐらゐでござい

ます。月の返済額で、今日の国民の生活水準から申しますと、私は、大体やつていけるんじやな

うかと、いろいろな委員会の話が出てゐまして、交通遣児であるとかあるいは母子家庭ではどうだろうかと、こういう話がございまして、なるほどそうい

うに考えているところでござい

ます。

○中野明君 いま在学中というふう

に、二年だつたのを大体在学中にまでしたんだと、こういう御返答でござい

○中野明君 それからもう一点確認をしておきたいんですが、郵便局に積み立てをしまして、そうして郵政大臣があつてせんをした人は、もう例外なく融資が受けられるかと、こういうことについて、少しあいまいな点もあるやに聞いたんですが、その辺はどうなんでしょう。積み立てをした人で大臣があつてせんをした人は、例外なく融資が受けられる、こういうことになっているのでしょうか。

○国務大臣(村山達雄君) 金融の問題でございまして、返していただくということがどうして前提にならざるを得ないのでございまして。したがしまして、もう一〇〇%間違いありませんというところは、残念ながら、金融問題でございまして、お答えできません。しかし実際問題として、五十四万円まで積み立てる能力があるということ自身は、やはりその人の担保能力を事実上物語っておると思うのでございまして、断られる例なんというものはめつたにないんだらうと、私はひそかに思っております。しかし、事は金融でございまして、一〇〇%どんな状況になつても一人残らずと、これはなかなか申し上げかねるということとはひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○中野明君 もし断られるとしたら、どういふ場合を想定なさつていますか。

○国務大臣(村山達雄君) 余り言わない方がいいと思ひますけれども、どんな場合でしょう。か。一遍預けたけれども、全部すつかり引き出してしまつて、その後破産してしまつた。ときに貸してくれぬかと、これはやっぱり金融としてはちよつと考える問題ではなからうか。別に保証人でもあれば別でございまして、そういうことだらうと思ひます。

○中野明君 それでは、一応、大臣が積み立てをしたということであつてせんをした人は、ほとんどの人が借りられると、このように理解してよろしいかどうか、それをもう一度。

○国務大臣(村山達雄君) 私は、もう大部分がそうなるだらうと、これは私の想像でございしますが、

そうなるであらうと思ひます。

○中野明君 先ほど案納委員からいろいろお話が出まして、あとは重複いたしますので、これで終ります。

○矢原秀男君 じゃ関連で、大蔵大臣せっかくお見えでございまして、ただ一点だけ御質問いたします。

午前中も質問いたしておつたんですけれども、利子が七・一%ですね。これは国民金融公庫で中小企業者の方々に貸し出す金利と一緒である。で、一面、少しは性質は違ふかも知れませんが、教育という土俵の上から見れば、育英資金というものは無利子であり、で、私学の場合は三・六、そうしてもう少しなれば五・五%と、こういう形になるんですけれども、私は、教育という名前がつく以上、政府として、子弟に対する教育、こういう点を考えますと、いわゆる経済の、そういう金融のパーセント的な方法とごつちやにするような利率であつてはいけなかつた、こういうふうには私は考えるわけです。せめて中間ぐらいの、そういういわゆる線というものが討議をされなかつたのか。どういふ状態になつたのかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) これは、最初に申し上げましたように、金融制度として考えておるのでございまして。したがしまして、金融制度の原資が六・〇五でございまして、もちろん借りぎりの線でございまして、事務の手数を合わせますと、大体七・一%という基準金利が借りぎりの線だということ、それで出さしていただいたわけでございます。

別途、国民金融公庫につきましては、別にもつと安い金利もたくさんございまして、別に、これは、どつちかと申しますと、金融制度というよりも、いわば弱者救済と申しますか、そういう立場に立つてやつてゐるわけでございます。これは、言つてみますれば、市中金利がいま八・八でございまして、そういう意味では、一般の金融機関から借りにくいという人たをねらつたもので

ございましてけれども、同時にまた、これを社会保障というような線では実は考えていないのでございまして。

その問題は別の制度の方で、いま、日本育英会でありまつか、あるいは私学振興に關連する問題でございまして、あるいは母子家庭に対する福祉資金もございまして、その方でもやりまして、いろいろな角度から入学金の問題を詰めて、全体のニーズにこたへたい、こういうスタンスで発足していただきたいということで、今度の金利は、おつしやるように、ほかの金利から見れば少し高いんじゃないかと御批判もいただいてゐるのでございしますが、考え方がそういうところにあるということをお理解いただきたいと思ひます。

○矢原秀男君 今後の、第二段階の検討課題として、やはりこれはテーブルの上に出さしていただいて検討していただかなかちやいけなかつた。これは要望をいたしておきます。

○省脱タケ子君 それでは、非常に限られた時間でございまして、二、三集約してお伺ひをしたいと思います。

せっかく大蔵大臣においでをいたしておきまして、まあそれは、財政金融問題を含めてのお話を伺ひたいというふうに思ひますけれども、時間の制約がございまして、端的に伺ひたいと思ひます。

一つは、今日、私も日本の国民生活の実態の中で、子供たちの教育というのは、大変な事態になつてきているということでございます。これは、すでに御承知のように、特に私立大学の入学一時金というのが、文部省の統計によりまして、三十三万から九十五万というのがこしの統計でございます。これは医科歯科系を除いてです。それに、私学の学費ですね。学費が、自宅通学とそれから自宅外通学に分かれますし、若干の違いはございまして、四十一万から九十五万、年間。それじゃ、そういう学生を持つ家庭の、世帯の所得構成というのはどうなつてゐるかと

思ひますと、これは、時間がありまけんから簡潔に言ひますが、年収三百万以下の御家庭で、私学の学生を持つ御家庭というのが、学生の数というものが、二二・七%です。国公立におきましても、ほぼ四〇%はこれは三百万以下の世帯の方でございまして。そういうことで、政府の今日の文教政策のしからしめるわざだと思ひますけれども、教育に大変金がかかるという状況になつております。

これに對して文部省の施策としては、大臣もおつしやつたように、育英資金という制度をおつくりになつておられます。ところが、これにいたしまして金額、これは私学が若干高いわけですが、けれども、その私学でさえも月々二万九千円ないし二万九千円という程度ですね。しかもこの対象者というのは、私学の対象者がわずかに六%です。しかも育英資金の場合は、もう申し上げるまでもなくこれは無利子で、しかも卒業後二十年間に返済をする、金額によつて十年ない十五年というのが一番多いのでございまして、そういうことになつておるのでございまして。この育英資金の中に入学一時金という制度がない、これはひとつぜひ設けなければならぬという提案が、先日、大蔵の審議の中でも、わが党の渡辺議員からも提案がありました。これはぜひ創設をされるということが必要だと思ひます。

先ほどから大臣のお話だと、今度の進学ローンというのは、金融政策としてやつてゐるのだと、貧困者あるいは福祉対策というのとは別途やるんだということであれば、当然、この部分は実現が並行して図られるべき性格のものだと思ひますが、これはどうですか。

○国務大臣(村山達雄君) 今度の進学ローンに關連いたしまして、いま委員がおつしやつたような問題が、大蔵委員会でもいふん論議されました。これは何よりもまず、その方の専門官庁でございまして文部省の問題でございまして、文部省の方にもおつしやつたような問題については、真剣に検討してまいりたいということでございます。私たちの方も、文部省の方からいづれ案が

できましたら、財政は、おのずからその財源には限度があるわけでございますけれども、一緒になつてひとつ真剣に検討してみよう、こういうことを申し上げておきたいです。

なお、育英資金について、いま各委員がおっしゃったように、大部分国立の方が多いわけですが、そのかわり私学の方は、特別の私学の方の振興の一環といたしまして、入学一時金の制度があることも御案内のとおりでございます。両面から検討してまいりたいと、文部省は言っております。ですから、その辺は専門家である文部省の方で、十分、何か委員会なんかも設けて検討しているそうでございますので、そういった検討の結果を踏まえまして、私どももその問題に真剣に取り組んでまいりたい、かように思っております。

○香脱タケ子君 大臣、先におっしゃっていただきましたので、私学の方は私学振興財団、それから財投の資金を使つてやつておる入学一時金分納制度という制度と、奨学金事業というのと両方ございいます。これは午前中の質疑の中でも出ておりましたから、文部省から改めて御報告をいただかなくてもよろしかろうと思ひますけれども、これは、私学自身が学生に貸している制度ですけれども、この制度でも利息は一般会計から補てんをし、しかも在学中は据置きで十年間返済です。卒業後五年間は三%の利息で、卒業後六年以降は五・五%と、こういう制度になつておるようでございいます。ところが、これは両方の制度があるんですが、これについて、現在活用されておられる方がどのくらいあるかということですね、その点ちよつと。

○政府委員(副島有年君) 先生のおっしゃいました入学一時金の方の貸付制度は、五十二年年度から始まつた制度でございます。したがつてまだ一年しかたつていないわけですが、五十二年年度の実績を申し上げますと、これは奨学金と入学金とが込みになつておりまして、非常に分けにくいわけですが、入学一時金を受け

た学生数は、まだ初年度でございいますので、全体といたしまして百六十人でございいます。それから奨学金の方を受けました学生の総数が二千三百七十二人。

○香脱タケ子君 これはあれですか、入学一時金を受給されておられるのが百六十人というのは、医科歯科系に限っているんですか、あるいはその他の大学も含めておられますか。

○説明員(石井久夫君) 入学金分納制度につきましては、別に医科歯科大学に限っているわけではございません。ただし実績といたしましては、五十二年の分につきましては、ただいま御説明いただきましたように、二十五大学百六十人となつておりますが、これは医歯科大学に実績としてはそういう結果になつておるわけでござい

○香脱タケ子君 それで、これは大蔵大臣、考えていただかなきゃならないなと思ひますのはね、せっかく制度が発足された、まだ確かに五十二年度発足したんだから百六十人というわけですが、非常に大事な制度が発足されておりますが、いろいろ隘路があるんですね。やっぱり始まつたばかりだから、制度が発足しますといろんな問題が出てまいります。

大学の関係者の意見を取りまとめて申し上げますと、こう言つておるんですね。たとえば留年とか休学した場合の返還猶予ですね、これが見込まれていない。それからもう一つは、本人が死亡したとか不具廃疾になつた場合、これは免責規定といたうのがないですね。育英資金の場合は免責規定があるわけですね。もう一つは、育英金の奨学金を受けている場合には、その金額を差引くんです。大変厳しんですね。一万九千円ほど育英資金からもらつたら、こつちから、私学の振興財団からもらつたお金から差引くというわけです。それからもう一つは、国からの大学に対する融資、これは大学が学生に貸す制度ですから、原資は大学へお貸しするわけのようですが、出すような制度になつていないらしいですが、現行九

○%の融資なんですね。ですから一〇%は大学の自前になるという問題で、大学当局は、やはり育英資金という制度が片方にあるから、私学振興財団としても、せめてこちらの方も、償還期限はともかくとして、これは何とかして無利子にしたと、学生に対しては、そういう意見等があるようでございます。

この辺のところを、これは一挙に全部というわけにはいかぬかもしれませんけれども、一つは枠を拡大して、非常に予算の枠少ないですね、これは何はしたかな。奨学金事業が十六億ですね、それから入学一時金分納制度は九億、実に微々たる金額だと思ひますので、こういった点の枠をひとつ拡大されるという問題、それから危険率を全部大学当局に負担させなくてもよいように、いま申し上げました四点、五、六、七、八の改善がなされるようですね、これは利子補給がすでにやられておるわけですから、そういう点の改善という点を、一つは文部省がどう考へておられるかという点を先に聞きましょう。

○説明員(石井久夫君) 先生から御指摘のとおりでございます。いろいろ改善すべき点があるというところは承知しているわけでございしますが、何とかいたしまして私大奨学金事業は四十九年度、それからこの入学分納一時金制度は五十二年度創設されただけでございいます。私もそういうことで、まず当面は、この大学に對しましてこういう制度があるということをPRするということ、普及するということが必要であるということに考へておるわけでございいます。

それから、この事業を行うについては貸付業務とか、回収業務とか、非常に事務が複雑になつてくるわけでございまして、そういう点につきましても、私学振興財団から助成しているわけでございまして、そういう事務費の拡充に努めるとかいうような方途を講ずる必要があろうと思ひますけど、ただおっしゃいました返還免除の措置がないというところは、確かにそのとおりでございますけど、これにつきましては、もう少し成り行きを見

させていたたたきたいというふうに考へておるわけでございいます。

それから、ちよつと失礼でございますけど、先ほど大臣がお答えになつたことで、ちよつと事実関係が違ふところがあつたように思ひますが、それは、説明させていただきますかと思ひますが、それは、この私大の奨学金事業とか、それから分納制度の問題とかいふものは大学に限られておるわけでございますけど、先ほどの大蔵委員会だったかと思ひますが、におきまして、専修学校とか各種学校に對象を拡充したかどうかというお話があつたわけでございいます。これにつきましては、現在、私どもの方の管理局というセクションがございまして、その方の方でこの各種学校のこと、それから専修学校のことを含めましたそういう制度のあり方を検討している委員会がございまして、その委員会の結論等を踏まえて、どうするかということをお答えしているわけでございいます。

○香脱タケ子君 それでね、私、大蔵大臣に、ひとつこういう制度について、一挙に充足がなかなかできないんだらうと思ひますけれども、わが国ではGNPは世界第二位ということに誇つておるんですが、ヨーロッパ諸国などと比べて余りにも遜色があるところは、これは少々一足飛びにでも改善をしなければならぬと思ひます。その点で、私、ちよつと調べてみて驚いたんですが、イギリスの場合ですね、イギリスの場合では、自宅通学と自宅外通学の場合ですが、これは一ドル二百二十四円で換算して計算してみたら、一ドルが自宅通学で五十三万七千円です。これはロンドンの場合ですね。それからその他の場合には四十九万一千円、ロンドン以外の場合にね。しかもこれは貸付ではなくて給付なんです。学生の九〇%がその給付を受けているイギリスでは、この予算総額、これはポンド、ドルで書かれていたもので、それこそ為替レート二百二十四円で計算してみても九百十五億ですよ、約一千億ですよ。それから西ドイツではどうなつておるかという

と、西ドイツの場合は、自宅通学の場合はこれも六十七万円。それから自宅外通学の場合には八十一万円です。それでこれの受給対象率は三八%、学生全体の。わが国の育英資金というのは一〇%そこそこでしょう。もうずいぶん違うんですね、額にしても対象数にしても。そういう点、しかも西ドイツの場合は、これは給与する場合と貸与する場合とを組み合わせさせてやっている。この西ドイツの予算総額は、これも円に換算をわざわざしてみただけですけれども、三千三百六十八億円で、余りにもお粗末過ぎるんです。日本の育英資金というのは、年に十三万から多いところで二十七万そこそこでしょう。学生全体の対象率といったら一〇%そこそこ、こういう状況でございます。

そういう点で、これは私、先ほどから申し上げておりますように、育英資金の枠とか金額、枠を広げるということでは対象者をふやすという問題、それから一人一人の対象金額を一万九千円そこそこではなくて、うんとやっぱり必要だけ大きくしていくと、金額を引き上げていくという問題、それから、新たに設置をされております私学振興財団が始められる一時金の分納制度、そういう点で、九億とか三億とかという情けない予算ではなしに、その辺はひとつ実情に見合うように改善をされる必要があるかと思ひますので、特に進学ローン創設と並行して、こういった点を、ひとつ文部省としても見直していただく。同時に、大蔵省がその気になってもらいませんと、育英資金の問題も前問いたんです、この委員会でも、そうしたら、年間五百億大蔵省からくれているんだと、それだけでは話にならないです。もう一千億追加したら一遍に枠が三倍になると、少なくとも、そのくらいの英断が必要だと思ひますが、その点について、大蔵大臣のひとお考えを最初にお聞きをしたい。

○国務大臣(村山達雄君) 財政でございまして、おのずから財源には限度があることは御承知だろうと思ひます。われわれも文部行政あるいは厚生行政、今度は進学ローンというふうなことでいろいろやっているわけでございしますが、いま金額の話が出ましたけれども、その国によりまして制度の立て方はいろいろございます。御案内のように、私学振興のための助成金という制度が充てられているわけでございまして、それは、実はもう千九百億に達しているわけでございまして、それから育英資金の方は、多分ことしは百億ぐらいふえまして、六百億十億だろうと思ひます。そのほかに、先ほど申しましたような私学の方の新しく五十二年度から発足した制度もあるわけでございまして、これは年度発足早々でございまして、二十数億だという文部省の話でございまして、それらを全体考えますと、やはり全体の教育振興のためにかなりやはり金は使っていると思ひますのでございします。その使い方が果たしてうまくいっているのかどうか、そしてどのようにそれを伸ばしていくことができるか、これが私は与えられたテーマではなからうか、そういうことでございします。いま委員のお話がよく承っておりますが、それぞれみんなその経緯がございまして、どの側面からやっていくかというのには国によってかなり違うようにございします。私たちがもってか、勉強してまいりたいと、かように考えております。

○省脱タケ子君 もう少し時間があれば、もう少し詰めてお伺いしたいところでございしますけれども、時間がありませんので……私、なぜこの問題を持ち出したかと言うと、今回の進学ローンというのは、それに比べると、既設の制度と比べても余りにもお粗末過ぎるところだから、それならいっせいで既設の少々ましなところへ原資を注ぎ込んで、その辺で国民の期待にこたえるというところを一つは充足するべきではないかという点で、実はこの問題を、大臣の所見をお伺いしたわけでございします。

時間がありませんからこの程度にいたしますが、最後に、これはずっといまでも委員が言われましたけれども、大蔵大臣は、いわゆる母子世帯——貧困者ですね、低所得者の問題というの、郵政大臣があつせんするのはほとんど認められるであらうという、ほとんどという表現を使われていられるんですが、これは私は、国金の方とはちがくして、郵政大臣が推薦するという分については、所得制限がありまじいというの、唯一のメリットなんです、郵政省のこの郵便貯金法の一部改正の中でね。だから、所得制限がないというのは、上限もない、下限もないということにならないうと、郵便貯金を三十万、五十万積み立てをして、そうして子供の進学に備えた、ところが、いざ借りようと思つたら、あなたのところは低所得者だから貸せませんと言われたら、一番救々営々と努力をしてきて、子供の進学のためにという努力をしてきた最も零細な国民の期待を裏切ることになるのだ、その点は、要件がそろつておれば、郵政大臣のごあつせんの分については、無条件にこれは貸し付けをなさるという点をはつきりしていただきたい。ほとんどとか大部分というのでは、私ども非常に危ないと思ひますので、その点だけはつきりしておいていただきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) 今度の制度は、低所得者をねらつての制度、しかし、金融制度の枠の中でやっているわけでございします。したがしましては、所得が低いから貸さぬとか何とかいうことではございしません。先ほど申しましたように、郵政大臣からごあつせんになるのは、積み立ての実績のある方でございしますから、それは事実上の審査に当たりましては大きく物を言うであらうということとでございします。

ただ、繰り返して申し上げますけれども、一人も残らず、どんな事態になつても貸しますということとは、金融制度だから申し上げかねると言っているだけでございまして、事実上は、それだけの保証があればほとんど問題なく貸せられるであらうと、こういうことを申し上げているのでございします。

○本島則夫君 限られた時間でございしますので、ひとつ簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。景気対策上、金利の引き下げはやむを得ない措置であつたとは言ひながらも、この一年間に三回

も公定歩合の引き下げが行われる、預貯金がこれに連動して引き下げられるということになりますと、本当に少ない収入の中から、将来の老後に備へ、あるいは不時の病に備へ、教育上必要があるからといって蓄えた、そういう人たちに、少なからず大きな不安を与えるわけでございします。これはもう絶対に否定できない。

私は、金融政策上金利の変動はやむを得ないというところは認めるにいたしましたけれども、大蔵大臣、ある一定限度までの零細貯蓄に対する保護政策が伴わなくては行けないんじゃないだろうかと思ひます。これに對するお答えを、まずいただきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) 私は、やはり消費者物価との関連において、この金利引き下げというのは考へなければならぬと思ひますのでございします。そういう意味で、最大の着眼点は、消費者物価と預金金利の関係を考へておるのでございします。それからさらに、いま本島委員が御指摘のようないことがございまして、例の福祉預金につきましては、百万円を限度にいたしまして、いま六七五というところで半年間延ばしたことは、御案内のとおりでございします。

その辺を考へながら、金利というものはやはりその市場の実勢によつて決まってくる、その中でどのような対策を、必要な市場金利にだけ任していないで、どこだけ持つていくか、それから市場金利というものと消費者物価の関連をどのように考へていくか、その辺に私は零細預金の最大をやっぱり保護の問題があるであらう、こう考へております。

○本島則夫君 諸外国の例を持ち出すまでもございしません。たとえばイギリスにおいては、物価スライド貯蓄であるとか、あるいは西ドイツの割り増し金制度など、これはそれぞれ国情によつても違ふと思ひますけれども、国情に依つての預金者保護政策というものがなされております。いま大臣おっしゃつた。しかし、日本において優遇措置がとられているといつても、それは非常に限ら

れた範囲のものであるというふうに見えなかりません。また四十九年の十一月に国民生活審議会から出されました「物価上昇下の分配等の歪み是正策」についての中間報告におきましても、零細貯蓄の保護について、特別貯蓄国債の発行であるとか、個人小口預貯金に対する特別利子制度の導入などの提言を行っております。

政府は、やはりわが国の国情に合った、さつきから申し上げている零細貯蓄保護政策を、当然私はもう研究をされておいてのことと思いますし、研究をされているならば、国情に合ったものを早速に実施をなさることが現在の急務ではなからうかと思ひます。で、もし、そういうものを研究をしているんだけれど国情に合わないとか、ほかこれをするやと不都合が起るというような点がございましたら、ひとつ具体的にきょうはお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) いま木島委員がおっしゃった中で、私たちが留意しなくちゃならぬ点が二つあるような気がいたします。

一つは、預金金利を消費者物価にスライドさせる、いわゆるインデクセーションの問題でございす。私はこの政策はとるべきではない。つまり、インフレを抑えることが先であつて、インフレを追認するような金利政策はとつてはならぬと、そう思つておるのでございす。

それから零細預金の問題でございす。何を、零細預金と言ふか、これは人によつて違ひましよう。日本の場合は福祉預金について、一定の人は、これは身分がちゃんとわかつております。そういう人については、特別の保護政策をとつてゐるわけでございます。しかし、もし一般的に低所得者、あるいはそういった人の預金の金利を政策的に資金の市場の実勢とは無関係に保護すべきだということになりますと、これは御案内のように、中小企業金融に分野が決まつておりまして、その資金コストが猛烈に高くなるわけでございます。そのことは、やがて中小企業あるいは将来は消費者ローンの問題も出てまいりましようけれども、そ

れはね返つて大変な貸付金利の高騰になるといふことは、今日の経済のもとでは容易に想像されるわけでございます。

私は、経済の問題でございすので、一時的に決められませんけれども、やはりその国々の実情を見ながら、妥当な、常識的な線で決めていくべきではなからうかと、こう思つておるところでございす。

○木島則夫君 一年足らずの間に三回の公定歩合の引き下げが行われました。企業の金利負担が大きく軽減をされたことは、いまさら数字を挙げるまでもございせん。一般の庶民大衆の預金金利の目減りが、これまた大幅に減つたという事実も、いまさら数字を挙げるまでもないこととございす。こういう現実を、大蔵大臣はやはり大変なことだなあというふうにお認めをいただいているのか、これはもう金融政策上ある意味で仕方がないんだというふうにお考えになつてゐるのか、つまりその辺の認識をどういうふうにお持ちなのかを聞かしていただきたい。

○国務大臣(村山達雄君) われわれは、預金の目減りという場合に、元本の目減りを通常言つてゐるのでございす。四月の全国の消費者物価の対前年同期比は三・九%でございまして、先月発表になりました。一年定期でございすと、御案内のように、いま四・五%でございすので、元本の目減りはしてゐない。今度の公定歩合を下げましたときも、物価との相関関係を考えまして実施さしていただいたところでございす。

○木島則夫君 短い時間の中で詰めをもう少ししたいのでございすけれど、先にまいります。当委員会が審議をされてまいりました教育ローン問題に、具体的なお話を移したいと思ひます。いま審議をしておりますこの教育、いわゆる進学ローンは、発想としては私も大変結構なものだと思ひますが、ここで論議をし、審議を重ねてゐるうちに、その発想のよさとはうらはらに、何か問題点が余りにも出てき過ぎて、私も首をかしげるような場面がたびたびあつたわけでございます。

す。そこで、大蔵大臣にお伺いをしたいのであります。すけれど、そもそもこの進学ローンが発想された背景には、さつきから私が申し上げてゐるやうに、一年間で三回も四回も公定歩合が引き下げられ、それに連動して預貯金金利も引き下げられ、これがためにこうむつた預金者の目減りが、どうやつて救つていくか、守るかという点が大きな背景となつて発想されたことも、事実だと思ひます。

こういう損害に対して、目減りに対して、どうやつて零細的な貯蓄者を守るかという点がなければ意味がないこととございす。ところが、この進学ローンの発想が持ち上がりましてから、大蔵省当局の御意見をここで伺つて、それを概観をいたしますと、たとえば政府資金の一元化、財投の一元化、それから、本来教育に対する援助というものは、育英資金など文教政策上で行つていくのが本筋であるというやうな御意見、また債権の取り立て能力もないうやうな郵便局がこゝまでやることになりまして、これは、その枠を超えることにはなりはしないかなど、主として金融政策あるいは組織、制度上の枠の中で論じられてきたわけでございます。

こういう言い方をいたしますと、大臣は、それは感情論だとか、あるいはムード論だとおっしゃるかもしれないけれど、さつきから言つてゐるやうに、教育ローンの問題は、いわゆる郵便貯金の庶民大衆という利用者の利益を、いかにして守つていくか、守るかということから発想されたもので、この点が、どうもいままでの論議の中で、特に大蔵省当局のお考えの中に脱落してやしないだらうか。大臣も、他の委員の御質問に答へまして、現在金融制度の枠あるいは組織論の中で、このことを論じられようとしてゐる。いい発想のものであるならば、その発想に見合うやうなやはり制度運営というものを新しく考へていかなければ、結論として、中途半端にならざるを得ないのではないだらうか。したがつて、論議を重ねてゐるう

ちに、何か中途半端なものに落ちつかざるを得なかつたというのが、私の率直な印象でございます。特に貸付利率が非常に高いということ、これはもう先ほどからたびたび論議をされております。貸付期間あるいは据置き期間が短い、保証人を立てなければならぬなど、貸付条件についての不満が、各委員から示されてゐるとおりでございます。

で、発想としてはとてもいいんだというおっしゃり方の中でこの問題をとらえていくのとらえ方が、片や金融政策上でしかとらえられないということになりまして、何か私は、中途半端なものにならざるを得ない、そのところをひとつ大蔵大臣、篤とお考えをいただきたい、政府に改善の御意思さえありますれば、いまからでも改善できるものでございすから、私どもこの場における論議を大いに反映をさせていただきまして、たとえばこの際、貸付条件の改善などを前進をさせていただけないだらうかというのが、私の率直なお願ひでございます。いかがでございますようか。

○国務大臣(村山達雄君) 進学ローンの構想が、郵政省あるいは郵政審議会の方から出ました。私は、やはり金融制度としてとらえておられたなど、こう思つてございす。

それから第二番目は、目減り補償というよりも、やはり郵便貯金をしてゐる人に何らかのメリットを与へる、それが根本的な発想であつたらうと私は思つてございす。先ほど申しました数々の理由によりまして、若干調整をいたしました。しかし私は、やはり郵便の積み立て貯金をやつてゐる方は、片やその郵便局を通じて、また約五十四万円を限度に借りられますし、また一方におきまして、所得制限はあるとはいふものの、普通の国民金融公庫を通じて五十万借りられるわけでございます。もちろん金融制度の中でございすので、それぞれの金融信用担保が必要なこととは言うまでもございせん。ただいま木島さんがおっしゃいました、いろん

な条件について、もっと考究すべきであると、これは大蔵委員会においてもずいぶん出ました。とにかく私が申し上げたことは、そういう構想で出ましたので、一週発足させてください。で、ど

れぐらい一体資金需要があるのか、またどこに隘路があるのか、まあこれはだんだんと試行錯誤的にやっつけていかなきゃならぬので、どうぞひとつとりあえずこういう制度で政府両当局間で合意を見たので、この制度でひとつ発足させてください。なお、運用面で考えるべきことも二、三あるよう

でございまして、先ほど申しましたような意味で、それまで十分考えさせていただきます。こういう各委員の貴重な御意見、これも十分生かしてまいりたい、かように思っておりますのでござい

ます。

○木島則夫君 結構です。

○青島幸男君 偶然のことながら、私、最後になりますので、なおちょっと疑点として残っております部分を確認いたしまして終わりたいと思

うんですが、まず母子家庭、交通遺児等の家庭でも、きちっと積み立てをしていさすれば、おおむね大丈夫だろうという御答弁をいただきました。こ

れはそのとおり私も理解いたしました。もともと悪意を持って事を行うような方以外は、あるいはより、まあ特別の事故とか、そういうこと

ない限りは、おおむねあつせんを受ければ借りられるであろうと、これは了解いたしました。

それから貸出利子の七・一％、これは動かないこと、もう再々承りました。

もう一つは、預け入れ金利の問題ですけれども、三年にわたって積み立てをいたしました、いよいよ進学をする段になりました、希望いたしました学校に入ることができなかったと、息子さんが、

学生さんが、で、それだったらいっそ職業選んだ方がいいんじゃないかということで、断念するよ

うなことがあるかもしれないと、こういうケースがあった場合に、普通の積立貯金と同じ扱いで、二・八八でなく三％に認めて、この用途変更とい

いますかね、そういう届け出をすれば三％に認

めるといふようなことがあるのかどうか、その点、まずお尋ねします。

○国務大臣(村山達雄君) そのようになつておるのでござい

ます。積み立てて実利利用されない場合には普通の金利でやると、三％ということになります。

○青島幸男君 了解いたしました。

それから在学中に返済をする、こういう期間の問題でござい

ますけれども、当然これは何年か留年するということも想定の中には入っているわけ

でございまして、たつた四年で卒業するでござい

ます。一年据え置きがありますから、まあ三年で返すはずでござい

ますけれども、不幸にしてか幸いにしてか、二年留年をしたとい

たしますと、当然その期間は延ばされるといふことに相なりま

しょう。

○国務大臣(村山達雄君) 現在、まあ四年限度というこ

とになつておるのでござい

ます。まあ通常の場合の回転期間をいま考

えてやらしいでござい

ます。

○青島幸男君 保証人の問題でござい

ますけれども、再三、この問題につきま

しては、郵政当局ともいろいろお話し合

いがあつたと思

うんですけれども、郵政省のいままで持

つております事務当局の能力とか、そ

れから地元の利用者の方々の歴史の結び

つきの背景から考えまして、しかも特

殊なケースでござい

ますね、子供さんを入

学させるための積み立てをなさるわけ

ですから、郵便局の窓口というの

は、ですから、これを積み立ててお

きながら、その返済を済めるとかあ

るいは逃げたしまつたというような

ケースは考えられないとい

ふような実情も重々お考えの上で、保

証人のことも断固として取り外さな

いといふことなんではな

い。それとも、その辺はもう少し考

え余の地があるといふお考えが

あるのか。この辺の事情は大蔵大臣

も重々御存じだと思います。その

辺をひとつお答えいただきたいと思

います。

○国務大臣(村山達雄君) まあ金融で

ござい

ます。

○委員(栗原俊夫君) 御異議ないと認

めます。それではこれより採決に入

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第六一号）を問題に供します。

本안에賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（栗原俊夫君） 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

案納君から発言を求められておりますので、これを許します。案納勝君。

○案納勝君 私、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び第二院クラブの各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、郵便貯金の本旨にかんがみ、零細な預金者に対する保護施策について基本的な検討に努めること。

一、郵便貯金進歩ローンの運用に当たっては、制度創設の趣旨にかんがみ、預入利率及び貸付条件について特段の考慮を払うよう努めること。

一、預金者貸付けの限度額をさらに引き上げるよう努めるとともに、国民生活の充実安定に資するため、郵便貯金による直接的融資制度の検討に努めること。

一、国民の堅実な貯蓄性向にかんがみ、郵便貯金の預入制限額の引上げを検討すること。

一、郵政審議会の構成に当たっては、一般庶民の意向が十分反映されるよう特段の意をもちいること。

右決議する。

以上であります。この決議案は、先日来の本委員会における審議の経過を踏まえて作成したものであります。したがって、その趣旨について

では、改めて説明するまでもないと存じますので省略させていただきます。

何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長（栗原俊夫君） ただいま案納君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（栗原俊夫君） 全会一致と認めます。

よって、案納君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、服部郵政大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。服部郵政大臣。

○國務大臣（服部安司君） このたびは、慎重な御審議をいただきまして、ただいま郵便貯金法の一部を改正する法律案の御可決をいただきましたことを、厚く御礼申し上げます。

この委員会の審議を通じて承りました御意見につきましては、今後の事業運営に当たり、十分配慮してまいりたいと存じます。

さらに、ただいまの附帯決議につきましては、今後、その趣旨を尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございます。

○委員長（栗原俊夫君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（栗原俊夫君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

六月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、重度身体障害者の電話料金割引に関する諸願（第六一五七号）（第六一六九号）（第六二〇

二号）

第六一五七号 昭和五十三年五月十九日受理

重度身体障害者の電話料金割引に関する諸願（二通）

請願者 佐賀県伊万里市大坪町甲二、四四三ノ五四 田代秀馬外七十九名

紹介議員 福岡日出彦君

この諸願の趣旨は、第五〇九六号と同じである。

第六一六九号 昭和五十三年五月二十日受理

重度身体障害者の電話料金割引に関する諸願

請願者 宮崎県都城城南鷹尾町一八ノ七園田病院内 萩原登外十二名

紹介議員 坂元 親男君

この諸願の趣旨は、第五〇九六号と同じである。

第六二〇二号 昭和五十三年五月二十二日受理

重度身体障害者の電話料金割引に関する諸願

請願者 神奈川県南足柄市塚原三、二三九ノ三 全国腎臓損傷者連合会箱根療友支部内 笹原宏外百五名

紹介議員 河野 謙三君

この諸願の趣旨は、第五〇九六号と同じである。